

文教福祉常任委員会会議記録

日 時 令和3年3月19日（金曜日）

午前10時 0分 開議

場 所 水戸市議会 第3委員会室

午後 4時20分 散会

付託事件

議案第8号，議案第9号，議案第10号，議案第11号，議案第12号，議案第13号，議案第14号，議案第15号，議案第16号，議案第17号，議案第18号，議案第19号，議案第20号，議案第21号，議案第22号，議案第23号，議案第24号，議案第25号，議案第26号，議案第27号，議案第28号，議案第32号中第1表中歳出中第3款中文教福祉委員会所管分，第4款中文教福祉委員会所管分及び第10款中文教福祉委員会所管分並びに第2表継続費中第3款及び第10款並びに第3表債務負担行為中文教福祉委員会所管分，議案第33号，議案第39号，議案第40号，議案第41号，議案第42号，議案第47号中第1表中歳出中第3款，第4款中文教福祉委員会所管分及び第10款並びに第2表継続費補正中第10款，議案第53号，議案第56号

1 本日の会議に付した事件

(1) 議案審査

- ① 議案第 8号 水戸市障害福祉サービス事業基準条例の一部を改正する条例
- ② 議案第 9号 水戸市指定障害福祉サービス事業等基準条例の一部を改正する条例
- ③ 議案第10号 水戸市障害者支援施設基準条例の一部を改正する条例
- ④ 議案第11号 水戸市指定障害者支援施設等基準条例の一部を改正する条例
- ⑤ 議案第12号 水戸市地域活動支援センター基準条例の一部を改正する条例
- ⑥ 議案第13号 水戸市福祉ホーム基準条例の一部を改正する条例
- ⑦ 議案第14号 水戸市指定通所支援事業等基準条例の一部を改正する条例
- ⑧ 議案第15号 水戸市軽費老人ホーム基準条例の一部を改正する条例
- ⑨ 議案第16号 水戸市養護老人ホーム基準条例の一部を改正する条例
- ⑩ 議案第17号 水戸市特別養護老人ホーム基準条例の一部を改正する条例
- ⑪ 議案第18号 水戸市指定居宅サービス事業等基準条例の一部を改正する条例
- ⑫ 議案第19号 水戸市指定介護予防サービス事業等基準条例の一部を改正する条例
- ⑬ 議案第20号 水戸市指定地域密着型サービス事業基準条例の一部を改正する条例
- ⑭ 議案第21号 水戸市指定地域密着型介護予防サービス事業基準条例の一部を改正する条例
- ⑮ 議案第22号 水戸市指定居宅介護支援事業等基準条例の一部を改正する条例
- ⑯ 議案第23号 水戸市指定介護予防支援事業等基準条例の一部を改正する条例
- ⑰ 議案第24号 水戸市指定介護老人福祉施設基準条例の一部を改正する条例
- ⑱ 議案第25号 水戸市介護老人保健施設基準条例の一部を改正する条例

- ⑲ 議案第26号 水戸市介護医療院基準条例の一部を改正する条例
- ⑳ 議案第27号 水戸市介護保険条例の一部を改正する条例
- ㉑ 議案第28号 水戸市児童福祉施設基準条例の一部を改正する条例
- ㉒ 議案第32号 令和3年度水戸市一般会計予算中第1表中歳出中第3款（民生費）中文教福祉委員会所管分，第4款（衛生費）中文教福祉委員会所管分及び第10款（教育費）中文教福祉委員会所管分並びに第2表継続費中第3款（民生費）及び第10款（教育費）並びに第3表債務負担行為中文教福祉委員会所管分
- ㉓ 議案第33号 令和3年度水戸市国民健康保険会計予算
- ㉔ 議案第39号 令和3年度水戸市介護保険会計予算
- ㉕ 議案第40号 令和3年度水戸市介護サービス事業会計予算
- ㉖ 議案第41号 令和3年度水戸市後期高齢者医療会計予算
- ㉗ 議案第42号 令和3年度水戸市母子父子寡婦福祉資金会計予算
- ㉘ 議案第47号 令和2年度水戸市一般会計補正予算（第11号）中第1表中歳出中第3款（民生費），第4款（衛生費）中文教福祉委員会所管分及び第10款（教育費）並びに第2表継続費補正中第10款（教育費）
- ㉙ 議案第53号 令和2年度水戸市介護保険会計補正予算（第3号）
- ㉚ 議案第56号 財産の取得について（学校教育用大型提示装置）

2 出席委員（7名）

委員長	鈴木宣子君	副委員長	綿引健君
委員	土田記代美君	委員	木本信太郎君
委員	後藤通子君	委員	袴塚孝雄君
委員	田口米蔵君		

3 欠席委員（なし）

4 委員外議員出席者（5名）

議長	内藤丈男君	議員	中庭次男君
議員	高倉富士男君	議員	須田浩和君
議員	松本勝久君		

5 説明のため出席した者の職、氏名

副市長	秋葉宗志君		
福祉部長兼福祉事務所長	横須賀好洋君	福祉事務所参事兼子ども課長	柴崎佳子君
福祉事務所参事兼福祉指導課長	大久保克哉君	福祉総務課長	堀江博之君
生活福祉課長	櫻井学君	障害福祉課長	平澤健一君

高齢福祉課長	野口奈津子君	介護保険課長	荻沼学君
保健医療部長	大曾根明子君	保健医療部副部長	田中誠一君
保健所長	土井幹雄君	保健所技監兼保健衛生課長	前田亨君
保健所参事兼保健予防課長	小林秀一郎君	保健医療部参事兼国保年金課長	川津英臣君
保健総務課長	小林かおり君	地域保健課長	龍田晴美君
教育長	志田晴美君	教育部長	増子孝伸君
教育委員会事務局教育部参事	橋義孝君	教育委員会事務局教育部参事	菊池浩康君
教育委員会事務局教育部参事兼教育企画課長	三宅修君	教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長	鈴木功君
教育委員会事務局教育部参事兼歴史文化財課長	白石嘉亮君	総合教育研究所長	春原孝政君
学校管理課長	細谷康之君	学校保健給食課長	小川佐栄子君
学校施設課長	和田英嗣君	生涯学習課長	野澤昌永君
放課後児童課長	大和敦子君	中央図書館長	松本崇君
総合教育研究所副所長	湯澤康一君		
6 事務局職員出席者			
法制調査係長	富岡淳君	書記	昆節夫君

午前10時 0分 開議

○鈴木委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。

それでは、これより議事に入ります。

本日の日程は、議案第8号ほか29件であります。

お諮りいたします。この際、当委員会に付託となっております議案第8号ほか29件を一括議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 御異議なしと認め、一括議題といたします。

それでは、付託議案については一通りの説明を受けておりますので、これより、各議案について順次質疑を行ってまいりたいと思います。

初めに、議案第8号 水戸市障害福祉サービス事業基準条例の一部を改正する条例について質疑のある方は発言を願います。

土田委員。

○土田委員 議案第8号のちょっと1点だけ教えてください。

基準省令に従い改善するものの、最初の、従業者及びその員数の変更のところですけれども、就労支援員の常勤要件を廃止するものとするということですのでけれども、就労支援員というのはどのような方で、これまでどのような形態でやられていて、この常勤要件を廃止するとどのような影響があるのか、そこら辺をちょっと教えてください。

〔「資料のどこと言ってから」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 第8号のオですね。

〔「2のオ、第64条」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 平澤課長。

○平澤障害福祉課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

就労支援員といいますのは、就労移行支援のサービスにおきまして中心的な役割を担いまして、主に障害をお持ちの方が一般就労を目指す際に、その就労先に対してフォローを行ったり、障害を持たれた方に対する支援を行っている職種でございます。

今回、就労支援につきまして、常勤要件を廃止する内容となっておりますが、例えば同一法人内の他の就労継続支援事業所等の事業所がある場合、常勤要件が廃止されますので、就労支援のノウハウですとか人材活用の観点から、就労支援員をより柔軟に人材を活用することができるようになります。今まで、1か所の事業所に常勤要件があったものですが、それが複数の事業所に勤務をすることができるようになるということで、より柔軟な人材の登用を行っていくことができるという改正でございます。ですので、利用者の方にとりましては、一般就労に向けてより幅広い対応を取っていくことができるというような改正内容となっております。

以上でございます。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 そうしますと、今までは常勤しなきゃいけないということで各施設にいらしたのが、1人の方でいろんなところに行けるということですか。そうすると、今まで各施設に常勤でいた人が余っちゃうということはないんですか。

○鈴木委員長 平澤課長。

○平澤障害福祉課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

就労支援員は、現行の状態では就労支援事業所ごとに、常勤換算で利用者の数を15で除した数のうち1人以上は常勤でなければならなかった形でございます。見直し後につきましては、就労支援員につきましては、就労支援事業所ごとに常勤換算方法によりまして、15で除した数以上の職員を配置すればよいということで、1人以上常勤でなければならないという要件が廃止された形でございますので、その分、幅広く対応できる体制に変わるという形でございます。

以上でございます。

○鈴木委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

後藤委員。

○後藤委員 議案第8号水戸市障害福祉サービス事業基準条例の一部を改正する条例ということで、議案書①の113ページのところに、国の改正で「責任者を設置する等」というところを削って、「講ずるように努めなければ」を「講じなければ」というふうになっているんですけども、ほかのところにもそういう項目が多くて、責任者をいなくする代わりに、しっかり研修を受けて、みんなでサービスを守っていくというような条例になっているのかなと思うんですけども、国の改正の何か、資料請求をすればよかったんですけども、国の方向性というのが何か、もしお分かりでしたら教えていただきたいんですけども。

例えば、高齢者が増えてきて介護や福祉サービス、障害者もきっと認められる方も増えてきていて、それに対応していくために人員をどうにか削減して、多くのそういう障害のある方を見ていくための方向性づけるのか、どうなのかということをお聞きしたいんですけども、お願いします。

○鈴木委員長 平澤課長。

○平澤障害福祉課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

今回、関係する条例に対しまして、対応する国の省令に基づきまして、従うべき基準、例えば障害福祉サービス等に従事する基準及び職員の人数ですとか、あるいは居室等の床面積ですとか、適切な処遇及び安全確保に関する項目等、あるいはサービス提供拒否の禁止ですとか身体拘束等の禁止等につきましては、省令に従うべき基準として定められておりまして、それに基づくものにつきましては、従うべき基準として水戸市のほうの条例を改正させていただく形でございます。

それと、あわせて、参酌すべき基準、これは先ほど申しましたもの以外の部分、例えば設置ですとか運営に関する基準でございますけれども、これにつきましては省令を参酌させていただきまして、条例のほうを改正させていただいている形でございます。ですので、資料に基づきます(1)の基準省令に従い改正するべきもの、(2)の基準省令を参酌し改正するもの、それぞれの項目を挙げさせていただきまして、条例改

正を行わせていただいているという形でございます。

○鈴木委員長 後藤委員。

○後藤委員 そうしますと、国の省令というのが責任者設置をなくして、みんなで協力してやっていきたいと思いますという、そういう省令になるということによろしいですか。

○鈴木委員長 平澤課長。

○平澤障害福祉課長 そうですね。今回、その省令に基づきましては、人材確保の部分ですとか職員定着の観点から省令のほうが改正されている状況がございます。それにあわせて、条例のほうも改正させていただいたという内容でございます。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

木本委員。

○木本委員 すみません、そもそも論でちょっと教えていただきたいんですけども、今、議案第8号やっていると思うんですけども、大体、この下の議案も国が定める障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律というのを前提にして、今からのやつも下りてきますよね、大体、議案第13号までは基本的に前提として。第14号に関してはそれのより児童福祉というか児童版というふうな認識でよろしいんですか、まず。

それで、ちょっとお伺いしたいんですけども、改正の内容が、現代の今まさに進行中の感染症対策だったりですとか、あと、いつ起こってもおかしくない災害対策に対して事業継続の計画、BCPをつくりなさいとか、それに対する研修を行いなさいとかということになっているんですけども、そこでちょっと教えてもらいたいのが、例えば議案第8号、9号、10号、11号、12号とあると思うんですけども、これって、それぞれの条例は違えども、一つの障害者のサービス事業を行っている施設があるとしたらば、その一つの施設に対してこの条例というのは幾つかは、はまるものなのか、そのサービス内容によっては。それとも、施設としては、これはこの施設、ここの第何番はこういった施設というふうにある程度分けられるものか、ちょっとそこら辺を教えてもらいたいんですけども。

○鈴木委員長 平澤課長。

○平澤障害福祉課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

各条例それぞれに関しまして、参考資料の部分で委託基準条例と障害福祉サービスの種別との関係につきまして一覧表を載せていただいております。例えば議案8号の参考資料でございますと、3ページでございますけれども。それぞれの事業所につきましては、右側の障害福祉サービス等種別という項目がございますけれども、それぞれサービスを選択して事業を運営している形でございます。ですので、サービスの種別ごとに対応する条例が変わってまいりますので、対応する条例に基づいて、今回、項目とその改正の内容が対応しているような形となっている状況でございます。

○鈴木委員長 木本委員。

○木本委員 分かりました。ありがとうございます。

そうすると、一つの事業所であっても、何のサービスをするかによってその条例は違うということですね。

そうすると、じゃ、1個ずつの条例に対してBCPをつくったり、研修をやるということにはならないん

ですよね。それでも、1個ずつつくるんですか。一つのいろんなサービスをやっている、このサービスは議案第8号の障害福祉サービスは支援施設基準云々って、1個ずつ全部つくっていくんですか。やっぱり1つつくればいいということですよ。

それで、ちょっとお伺いしたいんですけども、例えばなんですけれども、BCPをつくる場合、感染症や非常災害が発生した場合に必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築するってあるじゃないですか。例えば、どういうことをそちらは想定しているんですか。

○鈴木委員長 平澤課長。

○平澤障害福祉課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

今回、障害サービスにつきましては、障害のある方々ですとか、御家族にとりましては必要不可欠なものでございますので、感染症ですとか災害が発生した場合であっても、感染症等の対策を講じながら、必要なサービスが継続的に提供できるように備えていくような体制を取るという形でございます。

○鈴木委員長 今の質問の中で、具体的にもし想定していることがあれば。

○木本委員 なぜ、それを聞くかといいますと、結局、いろんな施設があって、それぞれがそれぞれの、いわゆるBCPをつくっても差があり過ぎると思うんですよ。言っていること、分かりますよね。うちはこうしますと、けど、うちはこうしますとって、そこにあまりにも計画に差があり過ぎたらば、それはちょっとそちらとしても困るんじゃないかと思ひまして。だから、取りあえず計画をつくりなさいと、研修、訓練をやりなさいと言ったらば、ある程度、そちら側でそういったものを、そういった施設にリリースするのかなと私はちょっと思っているんですけども、そんなことはない。そうするんだったら、ある程度、そちら側で想定してるものを、こういうのつくりなさいとか、ああいうのつくりなさいということがないと、向こうも相当いろんなものが出来上がってしまうんじゃないかと思ったんですけども、言っている意味、分かりますか。

[「ひな形だとか」と呼ぶ者あり]

○木本委員 そうそう、ある程度そういうものがないと、それはどういうことを想定しているのかということを知りたいんですよ。災害時にそういった障害者サービスは、事業を継続的に行うのに具体的にどういったことをそちらが想定しているのかということ。

○鈴木委員長 平澤課長。

○平澤障害福祉課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

国の省令の基準で、あくまでも必要なものを定めるよという段階で現段階は示されている状況でございます。ただ、やはり水戸市としましても、災害関係ですとか感染症に対しましては非常に重要な事項であると考えますので、今後、検討させていただければと考えています。

○鈴木委員長 木本委員。

○木本委員 すみません。ただ、これ、すごく大事なことじゃないかなと思ひまして、恐らく、本当にこれからいつ災害が起こってもおかしくないということは、これ避けられないと思うんです。だから、一刻も早く、そこら辺は、措置されたら指導、監督の立場なんでしょうから、これ、どういうふうにするんですかとか、どういうふうな研修やればいいのかとか、多分、絶対来ると思うんで、そこら辺をまずしっかり説

明できるようにしてもらいたいということが1点と、あと、改正するのに当たって、何かこういうことに対して補助ですとか、何かそういったプラスアルファの部分ってあるんですかね。

○鈴木委員長 平澤課長。

○平澤障害福祉課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

今回、サービス報酬の改定に伴う基準省令の改正でもございますので、それぞれ項目ございますけれども、必要な体制を取っていくことによってそれぞれ加算がされるような形となっている状況でございます。

以上でございます。

○鈴木委員長 よろしいですか。

○木本委員 取りあえず結構です。

○鈴木委員長 ほかに。

田口委員。

○田口委員 木本委員の質問ほうに幾らかずれ込んでくるような気がするんですけども、この条例の第74条の2、参考資料のほうでは2ページのエに当たるところで、これに関しては、運営状況に関する事項を自ら評価し、公表するものとする。この公表するというのは今まではなかったことであって、今回から改正ですということと思うんですけども、これは自らが評価するんですよ。いろんなこと、運営に対して規則とかいろんなものをつくるんでしょうけれども、それが自ら評価したのを公表して、それで公表するだけで終わりなのか。あるいは、総合的にいろんな何かがあって、それを改善するとか何かというような仕組みを持つのか。特別この公表のみということでもいいんですか、これ。第74条でも、インターネット、その他の方法により公表しなければならないと。今までどの違いだけでいいですけども、公表後はどういう形になるのかなというのだけ、ちょっとお聞きしたいと思います。

○鈴木委員長 平澤課長。

○平澤障害福祉課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

これまでも事業者ごとではありますが、事業者内におきましては、ある程度、事業者内での評価を行っていた形でございますけれども、今回、それが明文化されて、それを公表するという手続にはなっておりますが、それに対して、現時点で、公表に対してどうそれを評価していくかという段階のものはまだ示されていない状況でございます。

○鈴木委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

袴塚委員。

○袴塚委員 さっきの、議案第8号、9号については常勤要件が緩和されているんですけども、中身は15人で除いた数ということについては、数字の要件は緩和されて、例えば30人に1人でいいよという考え方だと緩和されたなという意識があるんですけども、15人という枠が外れてないんだよね。ということは、現在、幾つか複合型の施設を持っている、こういう施設を持っているところで、水戸の実態としては、3人とか5人とか、要するに15で割っても、1人でも余っちゃうような施設というのは、水戸には該当するんですか、今。

○鈴木委員長 平澤課長。

○平澤障害福祉課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

水戸市内におきましては、就労移行支援の事業所におきまして、そこまで大きい事業所はやはりございませんで、15名以下の基準で含まれている事業所がほとんどの状況でございます。

○鈴木委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 幾つか複合施設を持っているところは、今回で緩和されるという部分はあるのかも分からないけれども、逆にそういう施設になると、15人で除した場合にあまり変わらないと思うんだよね、現実。だから、その辺のところ、省令が変わったから水戸市も変えざるを得ないよと、こういうことで今、提案されていると思うんだけど、やっぱり、その辺の移行をするためには、この事業って結構大事だよ、これ。大事な人だと思うんですよ。こういう人が、やっぱりその施設の中にいてもなかなかうまく移行できない、そういう部分があるんで、省令が変わるのはいいですけども、しっかりそういったところの、先ほどの木本委員の話も含めて、省令をつくった以上は何かのやっぱり評価とか指導とか、そういうものをしっかり行政としてやっていくというのが自然な姿だと思うんで、ぜひそういったところを、これから十分検討して指針を出していただくと。こういうことが大事なんではないかというふうに思いますので、付け加えさせていただきます。ありがとうございます。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

ないようですので、議案第8号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第9号 水戸市指定障害福祉サービス事業等基準条例の一部を改正する条例について質疑のある方は発言願います。

ないようですので、議案第9号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第10号 水戸市障害者支援施設基準条例の一部を改正する条例について質疑のある方は発言願います。

ないようですので、議案第10号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第11号 水戸市指定障害者支援施設等基準条例の一部を改正する条例について質疑のある方は発言願います。

ないようですので、議案第11号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第12号 水戸市地域活動支援センター基準条例の一部を改正する条例について質疑のある方は発言を願います。

ないようですので、議案第12号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第13号 水戸市福祉ホーム基準条例の一部を改正する条例について質疑のある方は発言を願います。

ないようですので、議案第13号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第14号 水戸市指定通所支援事業等基準条例の一部を改正する条例について質疑のある方は発言を願います。

土田委員。

○土田委員 参考資料の2の(1)のAの部分の、やはり従業員の員数のところの改正についてちょっとお聞きします。

まず、従業者要件から障害福祉サービス経験者を削除するものとするということですが、これの意味というか影響というか、そこを教えてくださいたいのと、もう一つのほうの項目の医療的ケアで、(ア)喀たん吸引のみを要する障害児で、介護福祉士がいれば看護職員を置かないことができるとする。(イ)のほうで看護職員を、児童指導員、または保育士の合計数に含められる。保育士同様に扱えるってことですね。この内容の影響というか効果というか、あと水戸市の実情はどんな感じなのか少し教えてください。

〔「あわせてちょっと」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 一緒に、今の2年間、経過措置があるんだけど、これって未経験者でもいいっていうことを言っているのかな。全く経験ない人でもいいと言っているのか。それとか、喀たん吸引の話があって、介護福祉士でも今度はいいいよという話になるんだけど、これって研修を受けている介福じゃなければ駄目っていうことなのか、介福持っていれば誰でもいいのか、この辺についてもあわせて、すみません、お願いします。

○鈴木委員長 平澤課長。

○平澤障害福祉課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

初めに、障害福祉サービス経験者の項目を削除するという内容でございますけれども、児童発達支援サービスですとか放課後等デイサービスにつきましては、職員の配置基準といたしまして、保育士あるいは児童指導員、それと障害福祉サービス経験者という職員配置が現行のものでございます。障害福祉サービス経験者といいますと、一定の期間、障害福祉サービスに従事しますと、障害福祉サービス経験者として認定を受けることができまして、その人員部分を配置するというものでございますので、今回、それを廃止しまして、保育士と児童指導員のみ人員基準を見直すことによりまして、より質の高いサービス提供を行えるものとする形に変更するものでございます。

2点目の御質問でございますけれども、医療的ケアが必要な児童に対する医療的ケアを行う看護師につきましては、現在、看護職員につきまして、現行の機能訓練担当職員の配置基準と同様に配置上の必要となる従業員に含めまして、看護職員を配置することができる形でございます。こちら、袴塚委員の御質問でございますが、これはやはり一定程度、研修等踏まえた人員の配置が必要であるという指定内容となっている状況でございます。

以上でございます。

○鈴木委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 今、児童福祉サービス経験者を除くということなんだけど、発達障害の方々というのはいろんな症状、形が違うんですね。保育士さんなんかでも2人がかりになってしまったり、大変苦慮している状況が現場ではあるわけですね。こういう方がいないと預かれないという状況では今はない、現実には保育所なんかにも発達障害をお持ちになって、御両親がお認めにならなくて、1週間に一回、相談には行っているけれども、従来の保育所で預かっていただきたいと。こういうことでお預かりしている部分があるん

で、実態はこうだというふうに思うんですが、その辺の整理の仕方。行政としてどの程度までの発達障害であればこういう条件でもいいけれども、しかし、重度の場合はなかなか保育士さん、それから児童指導員だけでは対応は難しいのかなと、このように思います。

この辺についても省令が決まった後の問題でしょうけれども、しっかり現状を見据えた中で十分な緩和策を取っていただく。当然ながら、今、現実には保育士さんだけのところで預かっていますから、だからこれに近いわけですね。ただ、そういう事情もあるんで、ぜひこういう条例改正に当たっても、現場対応をどんなふうにしていくのかということも含めて、御検討いただきたいなというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

○鈴木委員長 ほかにございませんか。

土田委員。

○土田委員 すみません、ちょっと1個だけ確認させてください。

今の説明だと、障害福祉サービス経験者を削除するというのは、これは子どもの施設だから保育士さん、児童指導員さんだけという形になるということでしょうか。

○鈴木委員長 平澤課長。

○平澤障害福祉課長 そうですね、児童福祉サービス経験者を削除しまして、保育士と児童指導員に職員配置になると思います。

○鈴木委員長 よろしいですか。

それでは、ないようですので、議案第14号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第15号 水戸市軽費老人ホーム基準条例の一部を改正する条例について質疑のある方は発言をお願いします。

ないようですので、議案第15号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第16号 水戸市養護老人ホーム基準条例の一部を改正する条例について質疑のある方は発言をお願いします。

土田委員。

○土田委員 参考資料のほうでお聞きします。

(1)のアの職員の配置の基準のところですけども、サテライト型養護老人ホームは、入所者の処遇が適切に行われていると認めるときは、生活相談員、栄養士または調理員、事務員、その他の職員を置かないことができることとするところですけど、1点、入所者の処遇が適切に行われていると認めるときはという、これはどういうふうに認めるのかということと、その後の置かないことができ、置かなくて大丈夫なのか、その辺の中身を教えてください。

○鈴木委員長 野口課長。

○野口高齢福祉課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、サテライト型養護老人ホームにつきましては、まず核となる本体施設がございまして、そこに近接しまして小規模の施設がある。そういったものをサテライト型老人ホームと申しております。

今回の改正に際しまして、以前から栄養士、調理員、事務員、その他の職員については置かないことがで

きるとされていたものでございまして、そこに今回、生活相談員が追加されたものでございます。こちら、あくまでも、処遇が適切に行われていると認めるときはというところなんです、核となる本体のほうの職員が近接する小規模の施設のほうも網羅した形で、全て対応ができるという、そういう場合には置かなくてもよいよという改正内容になってございます。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 そうすると、今までもサテライト型老人ホームのほうには職員さんはいらっしゃらなかった状態なのか、生活相談員さんはいたのか、どっち。

○鈴木委員長 野口課長。

○野口高齢福祉課長 あくまでも置かないことができるということなので、必ずいないということではないんですが、生活相談員についても人材確保の観点がございまして、もし、そういう方が見つからないようなときには本体施設の職員で対応ができるのであれば、それでもいいよという形かと考えております。

○鈴木委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

ないようですので、議案第16号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第17号 水戸市特別養護老人ホーム基準条例の一部を改正する条例について質疑のある方は発言願います。

土田委員。

○土田委員 参考資料のほうで、まず(1)のアのところ、今度は職員が専従でなくてもよいものとするという改正ですけれども、これもちょっと現状と変わる内容との違いについて教えてください。

○鈴木委員長 野口課長。

○野口高齢福祉課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

こちらの特別養護老人ホームというものの内容が、ユニット型個室と従来型多床室を併設している施設に限定されたものとなってございます。今まではユニット型と従来型、それぞれに専従の職員を置かなければならないとなってございましたけれども、今回の改正により、専従じゃなくてもいいよとすることで職員の勤務のシフトが組みやすくなって、それも結果的に人材の確保につながるということで、そういった意味の省令の改正になってございます。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 そうすると、併設だったらどっちかにいればいいということですか。

○鈴木委員長 野口課長。

○野口高齢福祉課長 シフトの組み方で、例えば昨日はユニット型のほうに勤務していたけれども、今日は従来型のほうに勤務しますという、それが、ユニット型のほうだけとか従来型だけということではなく、どちらに勤務してもいいよとすることです。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 ありがとうございます。

もう一つ、カの設備の基準のところをもうちょっとお聞きします。

これは、入所定員、人数の緩和と見ていい改正なんでしょうか。

○鈴木委員長 野口課長。

○野口高齢福祉課長 ユニット型の特別養護老人ホームといいますのが、例えば今までは10人以下ということでやっております、ユニット型は個室になりますので、10人の方を一つのユニットということで、そこで職員がきめ細かな対応をしているという状況でございました。それを10人から15人までは認めるということで、職員が10人に対し何人ということであったものが、15人に対し何人ということになりますので、そちらも人材の確保につながる。ただ、ユニットケアの質を確保しつつというのが条件になりますので、そちらのほうも見ながらということになります。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 ありがとうございます。

もう一つだけ、キの職員の配置のところの改正もお聞きします。

アのほうはさっきのと同じような感じなのか、栄養士ですね。栄養士を置かないことができることとするについても、これまでの状況とどう変わるのかというところをお願いします。

○鈴木委員長 野口課長。

○野口高齢福祉課長 こちら栄養士につきましても、同じ法人の中で別な施設の栄養士が献立等をお作りになるかと思えますけれども、そういう状況で、一つの献立でほかの別な施設のほうも対応ができるよということであれば置かなくてもいいよという、そういう内容です。

○鈴木委員長 よろしいですか。

袴塚委員。

○袴塚委員 管理栄養士を置いていると管理栄養士加算が出るんでしょう、特別養護老人ホーム。これはどうなるの。要するに、例えば同一法人2施設、3施設という場合に、1人、栄養士を置けばいいということになるわけですか。そこはどんなふうになるのか。要するに、3施設ありますよ、今まで栄養士さんは1施設ごとにおいでになったけれども、今度は同一法人内に1人いれば、3つ、4つの施設は全部見られるよというふうな解釈でいいのか。

それと、もう一つ、ユニットの考え方で、これまで10人1ユニットという、そういう考え方でずっときていたと思うんですね。そういう施設が今、多いと思うんですよ。今回の改正によると、15人までいいよという、できれば、そういう条件が緩和されたということになると、ユニットの形態は1ユニット10人でも、人員換算上は15人までの換算で泊まりを1人にするとか、そういうふうな緩和にもつながっているということですか、それは違うの。

○鈴木委員長 野口課長。

○野口高齢福祉課長 ただいまの質問にお答えいたします。

大変申し訳ございません。私どもの、こちらの省令のほうの改正が施設の設置基準になってございまして、施設としての例えば設備の基準であるとか、あとは施設を保つための最低限の条件というものを決める省令になってございます。それに対して、今度、実際、運営の中の介護保険関係のサービスとかというところに関しては、ちょっと別なところになってしまっていて、私が把握してはいないんです。申し訳ございません。

○鈴木委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 設置基準が変わるといことになると対応基準も変わるのかなと。そうでないとこの法の精神が生きてこないよね。その辺は荻沼課長のほうになるのかどうか分からないけれども、いずれにしても、こういうふうな設置基準が変わるといことについては、僕は今のこの人材不足という中では有効な手だてだといふふうに思うんです。これがやっぱり生きなくちゃならないんで、その辺については連携を取って、しっかり、これをどう生かすかといことは水戸市だけの問題ではないのかも分からない。国の、要するに介護保険の支給の方法で違うのかも分からないけれども、その辺についてもぜひ御検討いただきたいと要望だけしておきます。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

ないようですので、議案第17号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第18号 水戸市指定居宅サービス事業等基準条例の一部を改正する条例について質疑のある方は発言願います。

土田委員。

○土田委員 同じく参考資料でお聞きします。

2の(1)のエの従業者の員数のところについてですけれども、生活相談員のうち、1人は常勤でなければならないものとするといところのこれまでとの違いと、現状、どういうふうになる内容なのか教えてください。

○鈴木委員長 荻沼課長。

○荻沼介護保険課長 土田委員からの御質問にお答えさせていただきます。

これまででは、生活相談員、それと介護職員、看護職員、それぞれ1名を配置ということだったんですけれども、これからは生活相談員は1名以上、引き続きやっぱりいないといけないんですけれども、介護職員と看護職員につきましては、いずれかお一人といこと、そういう形で緩和の方向で規定させていただいております。

以上です。

○鈴木委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

ないようですので、議案第17号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第19号 水戸市指定介護予防サービス事業等基準条例の一部を改正する条例について質疑のある方は発言願います。

土田委員。

○土田委員 参考資料でお聞きしますけれども、従業員のところは先ほどのと同じことですよ。エの従業者の員数のところは今のと一緒ですね。カの設備及び備品等のユニット型指定介護予防短期入所生活介護のところをお聞きします。この改正についても、これまでとの違いとどういうことが変わるのかお願いします。

○鈴木委員長 荻沼課長。

○荻沼介護保険課長 資料3ページのカの部分でございますね。そちらにつきましては、これは先ほどの高

齢福祉課さんのほうの特別養護老人ホームのほうの質問と重複してしまうんですけども、まず(ア)としまして、1ユニットの定員はこれまで10人以下ということだったんですが、こちら15人を超えてはいけないということなので、15人までがマックスということでございます。ただ、人員配置につきましては、入所者3名に対して1人は必ずつけなくちゃいけないので、人員については引き続き同じような基準でやらせていただいております。

(イ)の天井まで壁がついていない施設が、昔、準個室という形で措置時代は呼ばれていた施設なんですけれども、それは今後は認めないと。ちゃんとプライバシーの確保という意味で、お隣さんとの壁はちゃんと上まで塞いだものじゃないと認めませんよということで改正になります。

以上でございます。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 ありがとうございます。

そうすると、今の壁の話だと、壁が開いている施設というのは今もあるんですか。

○鈴木委員長 荻沼課長。

○荻沼介護保険課長 そちらの施設については、基本的に経過措置で見させていただいておりますので、特に問題はないのかなというふうに思っております。今後、造る施設につきましては、そういったものは認めていかないよということでございますので、よろしく願いいたします。

○鈴木委員長 よろしいですか。

○土田委員 はい。

○鈴木委員長 ないようですので、議案第19号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第20号 水戸市指定地域密着型サービス事業基準条例の一部を改正する条例について質疑のある方は発言願います。

土田委員。

○土田委員 同じく参考資料でお聞きします。

2の(1)のエの従業者の員数のところでですけども、まずオペレーターについての改正。このオペレーターの役割というのを読むと、オペレーションをしながら介護の兼務って難しいのではないかと思ってしまったんですけども、この辺の関係を教えてください。

○鈴木委員長 荻沼課長。

○荻沼介護保険課長 土田委員の御質問にお答えします。

夜間対応型訪問介護に係るオペレーターにつきましては、夜間の急な訪問を要請されるときに、通信端末等を使いまして呼出しをして、まずは対応をどうするかということが一番最初に受けていただく役目の方でございます。水戸市内には1か所、今、あるんですけども、実際ちょっと営業のほうされてないので、実際、どんなふうに営業するかというのは、基本的には事業者さんのほうでやるものなんですけれども、そういうふうに私どもは理解してございます。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

ないようですので、議案第20号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第21号 水戸市指定地域密着型介護予防サービス事業基準条例の一部を改正する条例について質疑のある方は発言願います。

土田委員。

○土田委員 同じく参考資料でお聞きします。

2ページのほうです。従業者の員数のところですけども、まず(ア)のほうの夜間の従業者さんで、夜勤2人以上の配置に緩和できることとするというところ。同じように、これまでとの違いと影響みたいなことを教えてください。

○鈴木委員長 荻沼課長。

○荻沼介護保険課長 資料の1ページと2ページにまたがるところでございますが、認知症グループホームの夜間の人員体制でございます。これまでは、グループホームは1ユニット9人定員なんですけれども、3ユニットの場合は、これまで1ユニット、お一人夜勤の方がついていただくことになっておったんですけども、介護人材の確保がなかなか難しいという状況がありますので、3ユニットの場合は3人確保じゃなくて2人まで緩和しますよというような内容になってございます。

以上でございます。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 ありがとうございます。

1ユニットに1人だったのが、3ユニットでも2人でもいいということですよ。4ユニットとかだったらどうなるんですか。

○鈴木委員長 荻沼課長。

○荻沼介護保険課長 これまでもグループホームにつきましては、3ユニットが最高でございまして、4ユニットは認められてございません。

以上でございます。

○鈴木委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

ないようですので、議案第21号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第22号 水戸市指定居宅介護支援事業等基準条例の一部を改正する条例について質疑のある方は発言願います。

木本委員。

○木本委員 要は、あれですよ。居宅介護事業支援者、管理者は主任介護支援専門員に下さいというの。それから、一番裏の参考資料の2-(4)で昨日、御説明いただいたんですけども、管理者が主任介護支援専門員、ケアマネジャーの事業所がまだ68事業所しかなくて、充足率は65%なんだけれども、ただ一番下のあれを見ると、徐々に資格を持つ方が増えてきているので、いわゆる充足率はだんだん上がっていくんじゃないかというお話だったと思うんですけども、ケアマネジャーってあれですか、(2)だと111人いるとなっているんですけども、いわゆる下の72とか68事業者を差し引いた人数、40人前後ぐらい。この方々というのはどこかに属しているんですか。それとももうお休みになっているとか、その辺。

○鈴木委員長 荻沼課長。

○荻沼介護保険課長 資料の15ページでございますね。111名というのはあくまで、その下の2-(3)にございます72事業所に111人の方がそれぞれちらばって、所属しているという状況でございます。

以上でございます。

○鈴木委員長 木本委員。

○木本委員 私、ちょっとケアマネの資格、これって、士業の方と一緒に免許を1回取れば、例えば一旦お休みしたりですとか、もしくは場合によっては違う業界に行ったとしてもまた戻れる資格なんですか、これには。

○鈴木委員長 荻沼課長。

○荻沼介護保険課長 木本委員の御質問にお答えします。

ケアマネジャーの資格についての御質問でございます。一応、試験を合格できた方がまず資格を取得できて、なおかつ必要な研修を受けた場合にケアマネの資格証というのを頂けるわけなんです。これが一応、更新が5年ごとなので、そのたびに講習を受けて更新をしていかななくてはなりません。仮に講習を受けなかった場合は、一応、停止状態になるんですけれども、また改めて講習を受けていただければ、再びケアマネジャーの資格は復活することができます。

以上でございます。

○鈴木委員長 木本委員。

○木本委員 じゃ、ある意味、ブランクがあったとしても、その講習を受けて、もう一回、ケアマネジャーに復活すれば、その方はまたその一步上の主任云々にも、場合によってはなれるということですよ。違う。

○鈴木委員長 荻沼課長。

○荻沼介護保険課長 一応、主任マネジャーはちゃんと業務についている方じゃないとまず研修を受けられないので、1回失効してしまいますと、もう一度、やり直しということになります。

以上でございます。

○鈴木委員長 木本委員。

○木本委員 ありがとうございます。

ただ、ケアマネジャーの制度自体、よく分かっていなかったんで、そうすると主任云々との違いが、戻れるものなのか戻れないのかという、そこがあったもんですから。分かりました。ぜひ、いち早く充足率100%を目指して頑張ってください。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

ないようですので、議案第22号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第23号 水戸市指定介護予防支援事業等基準条例の一部を改正する条例について質疑のある方は発言願います。

ないようですので、議案第23号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第24号 水戸市指定介護老人福祉施設基準条例の一部を改正する条例について質疑のある方は発言願います。

土田委員。

○土田委員 同じく参考資料でお聞きします。

2の(1)のアの従業者の員数のところですが。まず栄養士の配置についてのところと、介護職員及び看護職員の兼務を可能とすることとするところ、2つですけれども、違いとその内容をお願いします。

○鈴木委員長 議案第24号のアの従業員の員数。

荻沼課長。

○荻沼介護保険課長 栄養士の配置についての御質問でございます。

これまで、栄養士は置かなくてはいけないということであったんですけども、今回の改正によりまして、栄養士よりもさらに上位資格の管理栄養士につきましても規定が追加ということになっておりますので、管理栄養士の方で既に栄養士の資格は取られておりますので、管理栄養士になりますと、今度、加算のほうで、報酬のほうでちょっと高い報酬が設定されることになりましたので、それにあわせてこちらの基準のほうも改正ということになってございます。

○鈴木委員長 あと、もう一点。その下のところの(イ)のところ、介護職員及び看護職員のところで今までと違うところを説明いただけますか。

○荻沼介護保険課長 すみません、その下ですね。(イ)につきましては、これまで介護職と看護職というのはそれぞれ置かなくてはいけないものであったんですけども、先ほども言いましたが、やっぱり人材確保の面がちょっと難しいということで緩和を図りまして、兼務でも可能とするというような改正内容となっております。失礼いたしました。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 兼務というところで、ちょっとよく分からない。今までは介護職員、看護職員、両方ということだったんですね。どちらかでもいいということなのか、介護職員でありながら看護職員の方がいるのか、その兼務という意味のところはちょっと。

○鈴木委員長 荻沼課長。

○荻沼介護保険課長 あくまでも入所者の処遇に支障がない場合に限ってはという限定付でございますので、これまでどちらも置かなくてはいけないんですけども、あくまで入所者の処遇に影響がないと、大丈夫だということの場合に限って兼務ということで運用をしてもいいよということでございます。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 だから、兼務というのはどちらかでもいいってことなのか、介護職員でありながら看護職員の人がいて、両方をできるのか、そこがちょっと分からなかった。

〔「両方持ってなくちゃ駄目だったら、ハードル高くていなくなっちゃう。足らなくなっちゃう。だから兼務でいいよって言うてくれればいいんだよ。どちらかの資格があればいいんだよって言うてくれると分かるんですよ」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 荻沼課長。

○荻沼介護保険課長 そうですね。どちらかの資格があれば、兼務ですから対応可能だということでございます。

ます。

○鈴木委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

ないようですので、議案第24号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第25号 水戸市介護老人保健施設基準条例の一部を改正する条例について質疑のある方は発言願います。

ないようですので、議案第25号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第26号 水戸市介護医療院基準条例の一部を改正する条例について質疑のある方は発言願います。

田口委員。

○田口委員 この議案については、説明のときに、水戸市には該当なしという、昨日、何か説明をされたと思うんですけども、これは一体どういうものなんですか、教えていただきたい。

○鈴木委員長 荻沼課長。

○荻沼介護保険課長 田口委員の御質問にお答えいたします。

介護医療院、こちらにつきましては、平成30年度より新規で創設された施設でございます。主に、これまで介護療養型医療施設という病院が、あと3年で廃止になってしまうんですけれども、その転換先の施設の一つとして設定されております。実際の施設がどういうものかといいますと、基本的には病院です。病院の中で訪問介護員さんがいらっしゃいますので、医療とプラス介護を受けながら、またリハビリなども受けながらできるという施設ということになってございます。

以上でございます。

○鈴木委員長 よろしいですか。

後藤委員。

○後藤委員 そうすると、介護老人保健施設と違うところは、何年いても点数が下がらないというところですか。

○鈴木委員長 荻沼課長。

○荻沼介護保険課長 基本的に介護をする施設でございますので、ちょっと老人保健施設ですと3か月たちますとがくっと報酬が落ちてしまうんですけれども、基本的には報酬は変わらないものかなと思っております。

以上です。

○鈴木委員長 後藤委員。

○後藤委員 そうしますと、今後、増えていく可能性がある施設だということなんですか。

○鈴木委員長 荻沼課長。

○荻沼介護保険課長 こちら介護保険ですね。3年に1度、介護保険事業会計の改正がございます。その中でちゃんと位置づけたもの、保険料に影響していきますので、位置づけた場合は認めております。なので、今後の事業者さんの動向、出店意向とかも確認しつつやっていきたいなというふうに思っております。ただ

次の第8期計画の中では今のところは予定はされておられません。

以上でございます。

○鈴木委員長 よろしいですか。

ないようですので、議案第26号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第27号 水戸市介護保険条例の一部を改正する条例について質疑のある方は発言願います。

土田委員。

○土田委員 すみません。介護保険料の今回の値上げについては私たちは反対の立場でありまして、本会議で田中議員も代表質問されましたので、お聞きできた部分もあるんですけども、2ページの保険料段階の所得金額基準が少し変わっていますけれども、第7、8、9段階の変更によって、変更の影響を受ける方というのはどのくらいいらっしゃるのでしょうか。

○鈴木委員長 荻沼課長。

○荻沼介護保険課長 私どもの試算では2,770人程度というふうに考えております。2,777人でございます。全体でいう3.8%の方が、要するに、9段階の方が8段階に落ちる、8段階の方が7段階に落ちる場合がありますが、そちらの方、試算では2,777人と試算しております。全体の中での3.8%の方ということで考えてございます。

以上でございます。

○鈴木委員長 もう一度、今の人数を教えてください。

○荻沼介護保険課長 2,777人。あくまで試算でございますので、その点はよろしく願いいたします。

○鈴木委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

田口委員。

○田口委員 そうすると、この分の段階が下になるということで、多少の減になるのかなという気がするんですけども、トータルすると、1段から12段階までありますけれども、市にとってはどのくらいの値上げになるんですか。

○鈴木委員長 荻沼課長。

○荻沼介護保険課長 あくまで試算でございますけれども、申し訳ございません、議案書の②の380ページ、381ページを御覧ください。

ちょっと比較するものがなかなか難しいので、一応、前年度の予算と今年度の予算の比較ということで、一番上の1款1項介護保険料の1目第1号被保険者保険料の比較でございます。380ページの一番右側で、前年度の比較は6,747万6,000円ということで、大体7,000万円弱程度の全体的な値上げになるのではないかとこのように考えてございます。

以上でございます。

○鈴木委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、議案第27号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第28号 水戸市児童福祉施設基準条例の一部を改正する条例について質疑のある方は発言願います。

木本委員。

○木本委員 これ、守備範囲を広くしたということだと思えますけれども、心理学を専攻する者もしくはこれに相当する課程を修了した者ということで、ちなみに、具体的にどのくらい幅を広げているんですか。心理学に相当する人でもいいですよということですね。

○鈴木委員長 柴崎課長。

○柴崎福祉事務所参事兼子ども課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

今回の省令改正につきましては、これまでの大学で専攻した方に加えて、大学院で修めた方を加えるというような要件の拡大でございます。例えば大学では心理学を専攻しておられなかった学生さんで、大学院に行って心理学等を専攻するというような学び方をして修めた方が、これまでは対象とならなかったのを対象と入れるというような改正の趣旨かと考えております。

○木本委員 心理学のあれは変わらないんですね。裾野が広がるわけじゃないんですね。

○柴崎福祉事務所参事兼子ども課長 カリキュラムの体系は変わらないと。

○鈴木委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

ないようですので、議案第28号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第32号 令和3年度水戸市一般会計予算中第1表中歳出中第3款（民生費）中文教福祉委員会所管分、第4款（衛生費）中文教福祉委員会所管分及び第10款（教育費）中文教福祉委員会所管分並びに第2表継続費中第3款（民生費）及び第10款（教育費）並びに第3表債務負担行為中文教福祉委員会所管分について質疑を行います。

初めに、第1表中歳出中第3款（民生費）中文教福祉委員会所管分について質疑のある方は発言願います。

田口委員。

○田口委員 議案書②111ページで、民生委員経費というふうになってはいますが、この経費についてちょっと説明をお願いしたい。

○鈴木委員長 堀江課長。

○堀江福祉総務課長 ただいまの田口委員の御質問にお答えいたします。

民生委員経費でございますが、今回、4,937万6,000円計上しております、そのうち主なものとして、一番下でございますが、4,901万8,000円のうち4,894万8,000円が民児連、連合会のほうに補助するものでございます。

○鈴木委員長 田口委員。

○田口委員 ここでお聞きしたいのは、民生委員というのの現状というか、年度ももう間もなく変わるわけですが、今後における民生委員の確保等についてはある程度解消ができたのか、あるいはまだまだ難しい問題があるのか。

○鈴木委員長 堀江課長。

○堀江福祉総務課長 お答えいたします。

民生委員は行政と市民をつなぐパイプ役として、独り暮らし高齢者の見守りなど、様々な地域福祉活動を行っていただいております。その中でも、その活動において、顔をあわせての訪問というのを大変大事にしております。今現在、新型コロナウイルスの関係でいろいろな訪問活動においても制約がございますが、国のほうからも、コロナにおいて、無理のない範囲で活動してほしいということの指針がございますが、今現在は電話かけであったり、あるいは地域支援センターとの連携を強化するなどして工夫をしながら行っていただいております。地域福祉の推進ということで御尽力いただいております。

○鈴木委員長 あと、現状は民生委員さんの確保とか大丈夫かどうか、お願いいたします。

○堀江福祉総務課長 失礼いたしました。

現状、委員の確保でございますが、なかなか民生委員さんも成り手不足ということもありまして、定数が今、433名で、現在、428名が充足しているところで、5名が欠員ということでございます。

○鈴木委員長 田口委員。

○田口委員 確認しますけれども、この確保については、その地域任せでもなかなか難しい面があるというふうに思うんですけれども、市のほうの何か役割は何をなさっているんですか、行政側としては。

○鈴木委員長 堀江課長。

○堀江福祉総務課長 やはり民生委員さんだけにお任せすることではなくて、市としても、地区の民生委員の推薦会においては教育であったり、それから住み協の御協力もいただいております、そういった中でいろんな御意見をいただいておりますが、行政としてもしっかり、その部分は支えていくということでやっております。

○鈴木委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 民生委員、児童委員さんの確保というのは、これまでやっぱり大変苦慮しているわけですよ。推薦会等においても年齢制限があったり、それから希望を取れば、3分の1ぐらい辞めたいって言うんだよ。そういう中で、何とか地域では努力しながら、民生委員、児童委員の確保というのはやっているはずなんです。その中でいろいろ出ているのは、持ち区が広いとか件数がいっぱいあって大変だとか、それから人間関係が複雑・多様化してなかなか訪問しても会ってもらえない。そういう家庭が増えてきてしまっているような課題があるわけですよ。

そういう課題について、やっぱり人員確保については行政としてどうするのかというようなことを、その協議会の中で民生委員推薦会というのがあるよね、行政が持っている委員会の中で。そういう中でもそういう意見が出ていると思うんですよ。その辺について、やっぱりどんなふうに改善するのかというのは行政側が、やっぱりどうしたいのかという、その思いがないと、なかなか委員会でやっていますよ、補助金を出していますよ、だからしっかりやってもらっているんですよ、できないのはあんたらのせいですよというような形ではもうないと思うんです。そういう状況はもう逸しちゃっているよ。

自助、共助、近助といったって、課長も御存じだと思うけれども、今、民生委員、児童委員さんの年齢って物すごく高くなっちゃっているんですよ。なかなか、リタイアして入る若い人たちがいない。最近は教員

上がりの先生とか市役所のOBなんかが多少、応援してくれて、かろうじて充足を満たしているという、そういう状況であるけれども、地域にとっては非常に後継者を見つけるのが大変な状況もありますよと。そういうものについては、行政としてやっぱり積極果敢に、何とかして確保するんだという、こんなふうにやりましょう、あんなふうにやりましょうというようなことを行政としても考えていただかないと、なかなか推薦委員会だけでは大変だと思う。

最近の傾向を見ると、何であんな人がというような人までもうなっちゃっているよ、申し訳ないけど。人の情報がやっぱり外に出るような、そういう人は昔はなれなかったんだよ、地域の中では。だけれども、最近はちょっとそういう傾向もあったりするんで、やっぱり民生委員、児童委員さんというのは人のプライバシーに関わる仕事しているわけだから、その辺についてしっかり指針を出して、そしてやっぱり行政側でも、本当に、これからは市役所OB、それから先生のOB、そういう方たちが積極的に地域に下りていくという姿勢を見せないとなかなか難しいと思うんですね。だから、その辺をしっかりやっていただきたい。それじゃないと、民生委員、児童委員さん、本当にどうにもならなくなっちゃうよ。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

田口委員。

○田口委員 115ページで、一番枠の下の部分で敬老経費というのは、ちょっとこれ、どういう内容か教えていただけますか。

○鈴木委員長 野口課長。

○野口高齢福祉課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

敬老経費につきましては、まず敬老会の主催団体への補助金が主なものでございます。そのほかに高齢者、88歳、100歳、101歳以上の方へのお祝い金というものもございます。そういった内容になってございます。

○鈴木委員長 田口委員。

○田口委員 そうすると、敬老会の部分も補助金みたいなが入っているんですか。その額というのは人数当たりにして幾らとか、あとはそういう社協の各支部に基本が幾らとか何かになっていますよね。それで、その金額というのは一律であって、今回の議会にも飯田議員も質問されましたけれども、なかなか難しい。今、敬老会を行うに当たっては難しいのでというか、またそれ以前にも記念品をあげて会はやらないというような、運営は難しいという。そういうことに関して何か変化はあったんですか、この予算。特別なければいいです。

○鈴木委員長 野口課長。

○野口高齢福祉課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

敬老会の補助金につきましては、一応、算定の基準といたしまして、高齢者お一人分につきましては、水戸市から800円、社会福祉協議会から300円ということで、その地域によって、地域の75歳以上の高齢者の人数に応じて配分といたしますか、地区にお支払いしているような状況でございます。敬老会事業の今までの状況とかというのもございまして、今回、改めて議会の答弁のほうでもお話しさせていただきました、今後の在り方について検討しようということで、今、進んでいるところでございます。敬老会の補助金の金額

につきましては、以前は1,500円、1,200円と、少しずつ減ってはいますけれども、ここ数年はずっと水戸市800円、社協から300円ということで固まっているような状況で、恐らくそれ以上、下げてしまえば、もうちょっと成り立たなくなるというところで、今、そこで踏ん張っていますというか、そういうところで止まっております。

○鈴木委員長 田口委員。

○田口委員 敬老会については、なかなか地域性といろいろな問題も抱えていると思いますけれども、一つのやっぱりお祝いの行事だということで、今、その検討委員会が立ち上がっているということでありますので、よく検討されて、いわゆる敬老会ができるような方向に向けていただければと思います。

それと、123ページで、この2目の児童扶助費というのが減になっているんですけども、この理由は何なんでしょうか。

○鈴木委員長 児童扶助費が下がっている理由ですか。

柴崎課長。

○柴崎福祉事務所参事兼子ども課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

2目児童扶助費の減額の理由ということかと思えます。児童手当、児童扶養手当に関しましては、やはり少子化の影響かと思えますが、児童数の減少に伴いまして、算定した試算ではございますが、支給対象の児童数の減によりまして差が出ているというような状況でございます。

○袴塚委員 人数的には、何人ぐらい見込んだんだけど、実際、何人だったっていうのは分かるの。

○柴崎福祉事務所参事兼子ども課長 児童手当経費に関しましては8,400万円の減額になりますが、約500人分の減で試算してございます。児童扶養手当経費に関しましては2,670万円の予算減となりますが、児童数では約120人程度の減ということで見てございます。

○鈴木委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

木本委員。

○木本委員 まず、②の113ページに、民生費の社会福祉費の中に、昨日、御説明いただきました一番上の生活困窮者自立支援経費、何ページか後に生活保護費のあれが入っているじゃないですか、これとは別枠で。保護費を受けてない方に対する生活困窮処置を、もう一回、御説明いただいていいですか。

○鈴木委員長 櫻井課長。

○櫻井生活福祉課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

生活困窮者自立支援経費につきましては、自立相談支援事業、あと学習支援事業、あと住居確保給付金、こちらの事業になってございます。

○木本委員 住居確保給付金って何でしたっけ。

要は保護費と何が違うのかちょっと教えてもらえますか。

○鈴木委員長 櫻井課長。

○櫻井生活福祉課長 お答えいたします。

自立相談支援事業につきましては、生活保護を受ける前の段階の方が御相談に来られて、求職活動とか、

あとそういった貸付けとか、そういったものを相談受ける業務でございます。学習支援事業につきましては、生活保護と準要保護世帯の子どもさんに対して学習支援を行うものでございまして、住居確保給付金につきましては、同じく生活保護を受ける前の方で生活困窮の方で、お住まいになっている家の家賃の額を支援する内容となっております。

○鈴木委員長 木本委員。

○木本委員 御説明ありがとうございます。

そうすると、生活困窮者自立支援っていうから何か職業訓練でも少し入るのかと思ったけれども、そういうものは入ってないということですね。

○鈴木委員長 入ってない。

○木本委員 ないのね。はい、分かりました。

続いていいですか。

○鈴木委員長 はい、よろしいです。

○木本委員 次が、121ページの児童福祉費の中に、昨日、御説明いただいた子育て支援経費、これ、市民センター市内34か所でこれを行うということはどういう、たしか、今回も市長の説明の中に入れていたやつですか。ちょっと詳細をもう一度教えてください。

○鈴木委員長 柴崎課長。

○柴崎福祉事務所参事兼子ども課長 お答えいたします。

子育て支援経費のうち、市民センター子育て広場の運営に関する経費は570万円を計上してございます。内容といたしましては、市内34か所全ての市民センターで、地域のボランティアの方の見守りにより、どこからでも親子が集って、会話をしたり、コミュニケーションを取ったりというような事業を展開しております。

来年度、新規3か所の開設ということで予算措置をしておりますが、実際にはコロナの影響ですとか地域の方々との協議のスケジュール等もございまして、現在のところ27か所までできております。4月には3か所開設の見込みで30か所となりますが、今年度、協議が調っていない今年度新規予定だった1か所を含め、来年度4か所の新規開設で、34全ての施設で開設というようなことを目指してございます。

予算といたしましては、各運営団体様に備品や衛生用品等買っていただくための補助金を一律5万円御用意しておりますが、地域のボランティアの方への謝礼相当のクオカードの配布、あとは新規開設に当たりましては必要な備品をお配りするというような内容となっております。

○鈴木委員長 木本委員。

○木本委員 御説明ありがとうございます。

そうすると、あれですか。今度また新たに開設するということです。設備として特にどうこうということではないということですね、今の話からすると、予算としては。

○鈴木委員長 よろしいですか。

柴崎課長。

○柴崎福祉事務所参事兼子ども課長 お答えいたします。

市民センターの一つの部屋を利用して、一番大きなホールですとか和室のところもございますが、月に1回から毎週まで、各団体さんの意向で違ってございますので、その開設の都度、安全なマットを敷いて、遊具をそこから出して運営していくというふうなことで、新たな設備投資は市民センター子育て広場に関してはございません。

○鈴木委員長 よろしいですか。

木本委員。

○木本委員 ありがとうございます。

続きまして、123ページの3つ目、障害児福祉経費、これ、あれですか、放課後デイサービスのやつでいいのかな。そういった障害児童向け、いわゆるADHDとかそういった方向けの経費ではない。ちょっと、そこ、御説明ください。

○鈴木委員長 平澤課長。

○平澤障害福祉課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

障害児福祉経費につきましては、主なものにつきましては委託料でございまして、放課後等デイサービスですとか児童発達支援サービスに対します給付費の経費が主なものでございます。

以上でございます。

○鈴木委員長 木本委員。

○木本委員 そうすると、ここの中に、次年度における新規開設経費ですとか、あとは改修だとか、そういったものは入っていますかね。いわゆる、今、見通しがどのくらいあって、今年度どのくらいつくる予定ですとか、そういった計画があれば、それがここに入っているかどうか教えていただきたいんですけども。

○鈴木委員長 平澤課長。

○平澤障害福祉課長 こちらの扶助費につきましては、民間の事業所が運営をいたしまして、そこにお支払いするための経費でございます。ですので、五軒分室の件ですか。

○木本委員 違います。民間で、今年、何か所開設しますよとか、そういうのが入っているのかなという。

○平澤障害福祉課長 そうですね。新しく民間で開設される、事業所指定を取られて給付サービスを提供して給付費を受けられる事業所も含まれております。

○木本委員 新年度、何件ありますか。

○平澤障害福祉課長 その事業所に対しての件数といいますか、放課後等デイサービス、児童発達支援サービスといいまして、サービス全体に対する給付費でございますので、事業所個別にお支払いするんですけども、個別の事業所に対しての数自体は現状では把握してない状況でございます。

○鈴木委員長 木本委員。

○木本委員 課長、そのぐらいいは把握したほうがいいと思いますよ、予算取りをするなら。

現時点で、例えば新規がどのくらい分からないというんだったらしようがないですけども、ある程度、新規で今年分が分かるんだったら、普通、予算で分かるんじゃないの。分からないの。

○鈴木委員長 平澤課長。

○平澤障害福祉課長 予算の算出の方法といたしましては、児童発達支援サービスを利用なさるお子さんが

何名、放課後等デイサービスを利用なさるお子さんが何名ということで数字をつくっておりますので、個別の事業所に対して、それぞれ幾らお支払いするという積算の方法ではない形でございます。

○木本委員 それはいいんですけど、私が聞いているのは、水戸市内で今、いわゆる障害を持ったというか、ADHD的なお子さんが通っている民間の施設、たしか50か所以上あると思うんですよ、52か所ぐらいでしたっけ、たしか。それが今年度は増えるんですか、増えるんだったら何件ぐらい増えるんですかというのが分かるんだらば、ここに反映されるのかなと思ったもので、そこら辺の見込みが分かればなと思ったんですけども。多分、増えるんでしょう。

○鈴木委員長 平澤課長。

○平澤障害福祉課長 現状で開設に当たって相談を受けているケースがございますけれども、個別に具体的な数字として何か所増えるという情報については、現時点で把握はしてない状況でございます。

○木本委員 現時点では相談だけで、まだ開設するまでは言ってないということですね。

○鈴木委員長 よろしいですか。

木本委員。

○木本委員 分かりました。いつも言う話なんですけれども、そういった子どもたちが増えているという傾向なんで、五軒分室もそうですけど、これから、多分、時代のニーズとして重要になってくるんじゃないかと思ったんで質問させていただきました。

じゃ、次、いきます。

次、ページを返していただいて、125ページの中段、民間保育施設整備事業費、これも今年は何のくらいか御説明できますか。たしか前の御説明ですと、新規はなくて、いわゆる既存のものの改修をして、それを今までよりも少し定員人数を増やすというような御説明があったんですけど、そこを次年度どうなるのか御説明いただければ。

○鈴木委員長 鈴木課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 ただいまの木本委員の御質問にお答えいたします。

民間保育所整備事業につきましては、ここ3年ほど、既存の保育施設を20名の定員増をお願いしながら、あと改築事業につきまして建て替えの補助を行っております。来年度、令和3年度につきましては3年目ということで、年度ごとに2か所ずつやって、今回が最終年度ということで、来年度が終われば6か所の建て替えが済むということになります。

○木本委員 次年度も2か所改修するわけですか。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 次年度、2か所、改修です。

○鈴木委員長 木本委員。

○木本委員 課長、御説明ありがとうございます。

これ、どうでしょう。それで大体あれなんですかね。水戸市の待機児童って、もちろん分かりませんよ、どんどん掘り起こしが行われるようになるんですけども、水戸市としては、そこら辺が一つの、今言った改修にしても新規にしても小規模にしても、それが一段落とは言わないですけど、一つのあれなのかなというふうに。方向性ですね、方向性ちょっと御説明願います。

○鈴木委員長 鈴木課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 ただいまの木本委員の御質問にお答えいたします。

一応、来年度2か所ということで、実際は2か年事業になりますので令和5年に最終的に終わるような形になると思うんですけども、20名ずつ定員を増やしていただいています。さらに、民間さんのほうで自主で保育所を建てているところも年間1か所から2か所程度ございますので、これで大体、待機児童のほうは解消のほうには向かう見込みにはなっておるんですけども、ただ、昨年度末の無償化がありまして、やはり申込みのほうは多くなっておりまして、3歳から入りたいという方がやはり多くなっておりまして、その辺のところは、今後、動向を見ながらやっていきたいと思っておりますけれども、一応、箱物的にはそろっていると思います。

○袴塚委員 今の説明、地域型についてはどうなの、それも一緒に説明してくれないと。地域型がぼろぼろ増えていて、負担金が増えていくからな。

○鈴木委員長 鈴木課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 ただいまの袴塚委員の御質問にお答えいたします。

地域型保育事業につきましては、ゼロ歳から3歳未満ということで、こちらのほうにつきましては今、小規模保育事業施設が22か所、そして家庭的保育事業が8か所で合計30か所の事業所がございます。ただ、3歳になるときは普通の保育所だったり、認定こども園のほうに転園というような形になります。その場合につきましては、連携施設を選んでいただければ優先的に入れるというようなことに、3歳到達になったときはなっておりますので、地域型につきましては、現在、かなり多い数になっておりまして、3歳の壁というのができつつありますので、そちらのほうにつきましては、よく待機児童等を見ながら、整備につきましては事業主さんのほうと密に打合せをしていきたいと考えております。

○鈴木委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 すみません、ちょっとあわせて、企業型保育所が何かぞろぞろ増えているよね。企業型保育所もただではないんで、負担しているわけですから。だから、その辺がトータル的に水戸の保育所の在り方というのは、それこそ在り方検討会でも開いていただいて、今後、保育所を企業型も含めてどうするのかということをやらないと、企業は企業で独自で造っているから、それは勝手にやっているんですよという話にはならないと思うんだよね。だから、その辺もあわせて、これから保育行政をどうしていくんだということの考え方をやっぱり示さないで、企業型は本当にどんどん増えるよ、これ。認可を調べれば企業型でやったほうが地域枠が取れて、地域の人が預けられるんだから。自分のところの企業だけじゃなくてもいいわけだよ、連携企業があれば。だから、例えば市役所と連携すれば市役所の職員もいいよという部分になれば、その需要というのはどんどん増えていっちゃう。やり方によっては企業型のほうがいいかも分からない。そういう状況をどんなふうにするのかということまで考えてもらわないと、今、木本委員の質問だけでは増えないよという話になっちゃうんで、そこら辺を。

○鈴木委員長 鈴木課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 ただいまの袴塚委員の御質問にお答えいたします。

確かに企業主導型保育施設、市内のほうにできております。そちらのほうの状況につきましては、なかなか

か直に相談に来る場合と相談なくいきなり建ってしまう場合と、そういった部分ありますので、そちらのほうにつきましては、よく状況を見ながら、また企業主導型の保育事業主さんの方とも連携しながら、そちらのほうは進めてまいりたいと思います。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

木本委員。

○木本委員 そうですね。多分、増えますけれども、去年だけで多分、5か所ぐらい、園は許可を出していますね、水戸市内で、恐らく。企業型というのは、数パーセントは企業の従業員の児童を入れなくちゃいけないけど、それ以外は別に一般の方を入れても問題ないんですから、そっちが多分、これから吸収されると、水戸市の計画、少し思っているラインと変わってくるんじゃないかというのは避けられないと思うんで、ぜひ情報収集をすぐ行ってください、しっかりと。お願いします。

続きまして、ページを返して、126ページの生活保護費。これ、去年に対してプラス1.1%増ということで、前も聞いたんですけど、1年間コロナでいろいろあったとは思うんですけど、いわゆる生活保護者がさほど増えなかった、リーマンショックのときと比べて全然増えなかったというのはあるとは聞いていたんですけども、この予算に対して、そこら辺ってやっぱりある程度、何か加味したことがあるのか、もしくは、全くそれは関係ないんだっていうのか、何かちょっとそこら辺の御説明を教えてください。

○鈴木委員長 櫻井課長。

○櫻井生活福祉課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

今の木本委員さんの御質問ですと、128ページ、129ページの生活保護扶助費のほうになるかと思いますが、こちらでよろしいでしょうか。

○木本委員 すみません、はい。

○櫻井生活福祉課長 こちらにつきましては0.7%増となっております、今年度のこれまでの実績を見ますと、当初の見込みよりも生活保護の世帯数の伸びが少ない状況でございます。このため、今年度については余りというか余剰金が出る見込みでして、それに今回、6,000万円を追加することで、ひとまず今の伸びの状況を見ますと、これで足りるのかなと考えております。

○鈴木委員長 木本委員。

○木本委員 そのために国も前倒しして、相当いろいろ企業支援とか、10万円給付とかいっぱいやりましたんで、あとは先に出すのか後に出すのか、そういう話になっています。ただ聞くと、やっぱり水戸市内でも相当のお店を閉めた、その件数もそこそこあるというふうに聞いていますし、それが直接、これが生活保護に直結するとは思わないんですけども、いずれにしても、恐らく高齢化社会というものが既にここを押し上げるということが前提で避けられないので、その中でどういうふうに、先ほどの話じゃないですけども、自立支援をしていただくかということが本当にこれから問われるんだと思っていますので、ぜひそこら辺は、生活保護に関してはこれからもぜひきめ細やかな対応をしていただければというふうに思います。

取りあえず、私のほうからは一旦、以上です。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

土田委員。

○土田委員 私も何点かお聞きします。重なっているところは省略しながらいきます。

初めに、113ページの社会福祉総務費の中の女性相談経費54万9,000円のところをお聞きしたいんですけども、女性相談経費は今までより増えているのか減っているのかというのと、見た感じ、すごい少ない感じがするんですけども、どういった形なのかをお願いします。

○鈴木委員長 柴崎課長。

○柴崎福祉事務所参事兼子ども課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

この女性相談経費に関しましては、予算規模は小さくございますが、女性相談員の給与費に関しましては、この費目でないところで2名分見ております。実際に、御覧の旅費、需用費等になりますが、前年度が52万5,000円でございます、2万4,000円の増ということになりますが、主な内容の変化といたしましては、現在、水戸市DV対策基本計画（第2次）を策定中でございます、その印刷製本等の費用が増すところではございます。このほか、内容は啓発事業ですとか研修による資質の向上等に係る経費となっております。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 ありがとうございます。

この1年間のコロナの状況で困っている女性の方が増えているというような状況もあると思いますので、この事業は何ていいですか、コロナの在宅でDVも増えているということで取り組まれていることと思えますけれども、頑張ってください。

次に、114ページからの高齢福祉費について幾つかお聞きします。

まず、敬老経費については田口委員さんの質問とかぶっている点で、1つだけ、お願いとして、コロナでなかなか敬老会が開かれなかったわけですけども、これが開けるようになった場合に、地域任せでやっているからなかなか負担も大きいということなんですけれども、敬老会に行きますと、学校と一体となつてというか、地元の学校の子どもさんが参加してスタッフの役割を果たしたり、何がしか発表したりということをやっている地域だとすごく高齢者の方も元気が出て、いいことなので、学校との連携とか、市のほうがコミットして地域の子どもたちとの交流を含めて、お年寄りが元気になるような会になっていくようなアドバイスというか、少しコミットして頑張ってくださいと思います、これは要望なので。

もう一点、117ページの高齢者保護措置費について伺います。

ここも、ちょっとこれまでと増えているのか減っているのかと、今の状況が、どんな感じなのかを少しお願いします。

○鈴木委員長 野口課長。

○野口高齢福祉課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

こちらの高齢者保護措置費につきましては、開江老人ホーム以外の養護老人ホームに措置している方の措置費が予算化されたものでございます。こちら令和2年10月現在でございますけれども、県内外含めまして7施設に63名の方が措置されております。こちらに関しましては、平成30年から年々、若干ではございますが、平成30年は51名、令和元年が58名、令和2年には63名と措置者は徐々に増えている状況

でございます。令和3年につきましても、二、三名増えるのではないかとということで、700万円ほど予算のほうを増やしております。

以上でございます。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 ありがとうございます。

この保護措置の場合には、普通の施設に入りにくい方とか本当に困っている方が多いわけなので、積極的に保護していただきたいという立場なので、積極的に活用していただきたいという要望です。

そしたら、関連で、開江老人ホームのほうの今の現状を伺います。

○鈴木委員長 野口課長。

○野口高齢福祉課長 開江老人ホームにつきましては、老人ホーム費のほうで予算化しております。開江老人ホームの入所者数でございますが、全体で令和3年2月末現在で52名の入所者、このうち水戸市からの措置で入所している方は46名になってございます。措置の状況でございますが、例えば令和2年度におきまして、水戸市から開江老人ホームのほうには13名入所させてございますが、同じ数だけ退所している状況でございます。その退所の理由といたしましては、介護度が上がってしまって特養やグループホームに移った方、あるいは長期入院になってしまった方、あとはお亡くなりになった方、そういった方が退所ということで、入所者の人数に伸びはないような状況になってございます。また、他市町村からの措置のほうもしばらく止まっているような状況もございます。

開江老人ホームのほうで今年度、新しくパンフレット、リーフレットのほうを作成いたしまして、そちらを基に近隣市町村のほうに現在の入所状況等をお知らせいたしまして、措置入所について、開江のほうに入所させていただければということで御案内のほう差し上げさせていただきまして、入所者のほうをこれから伸ばしていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 ありがとうございます。

大分、部屋が余っている状況が続いていると思うんですけれども、場所もいいところなんですけど、やっぱり部屋の状況が古いとかプライバシーがないとか、そういう昔からのあれが残っちゃっているものだから、なかなか入りたくても入れないような状況が続いているのではないかと感じています。その施設の改善等々も含めて、今後、御努力いただきたいという意見で次にいきます。

121ページからの児童福祉費のほうで伺います。

まず、子ども発達支援センター五軒分室につきましては、4月から開設ということだと思いますけれども、現在の体制とかどのくらいお子さんが来られる状況なのか、今の見込みとか、4月からスタート時の内容についてお願いします。

○鈴木委員長 平澤課長。

○平澤障害福祉課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

令和3年度、五軒分室を1教室増設する形を取る予定でございます。職員につきましては、事務職員1名、

言語聴覚士1名、それと会計年度任用職員1名を配置する予定をしております。年度の利用者数といたしましては、令和2年度現在、ことば・こころの教室3園で234名の利用がございますので、新たに4園となりますことから、約80名程度の利用を五軒分室で担当していればと考えている状況でございます。

以上でございます。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 そうすると、職員さんは3人ということでしたか。3人のところに80名ぐらいのお子さんが来るんじゃないかということの理解で大丈夫ですか。

もともと子ども発達支援センターの分室ということで、体制等々は大丈夫じゃないかと思っておりますけれども、そういった通うお子さんが増えていったりする中で、始まってからもより充実できるように、人が足りなければ増やすとか支援を入れるとか、そういったことはきめ細やかにやって、うまく回してというか、充実した分室になるように御努力をお願いします。

もう一点は、すみません、121ページの家庭児童相談経費のところをもうちょっとお伺いします。

先ほどの女性のところもあれなんですけれども、子ども課さんだと思うんですけれども、やはりコロナの状況で児童虐待等々、そういうことも増えていくと思えますけれども、この予算はやっぱり増えているのかどうかとか、その体制についてどうされていくのかを少しお願いします。

○鈴木委員長 柴崎課長。

○柴崎福祉事務所参事兼子ども課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

先ほどの女性相談経費と同様、相談員に係る給与費は含んでおりません。事務費等になります。予算規模といたしましては、前年度が122万7,000円でしたので、微増。4万5,000円の差になりますけれども、細かいところになりますが、事務経費として公用車の車検のタイミングが来るというようなところでございます。

予算の執行の内容の主なものは、やはり啓発ですとか研修ですとか、そういったものが主なものになってございます。相談の内容につきましては、やはり深刻な事例も出てきておりますので、件数として増大しているというところの統計は年度末になりませんと出ませんが、丁寧に連携しながら対応しております。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 ありがとうございます。

あと、2つなんですけれども、いいですか。すみません。

続きまして、124ページからの放課後児童費をお願いします。開放学級の件です。

4月から全て民間委託ということになるので、もちろんそれには反対なんですけれども、その体制について伺います。

まず1つは、4月から変わるところで、これまで水戸市で働いていらした支援員さんたちがそのまま民間のほうに移動できたのか、できる見込みなのかどうか、そこを1点お願いします。

○鈴木委員長 大和課長。

○大和放課後児童課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

支援員さんのほうですが、11月に全校を民間委託にしますという通知をしまして、その後、業者が決定

した後に支援員さん一人一人に意向調査を行いまして、その中で、例年どおり学生の方で辞める方、あと年齢を理由に辞める方がおりまして、それ以外の方については業者の方と話し決めていたとか、あとは引き続きやりたい方がほとんどいらっしゃいました。今、業者の方と面談を進めているところで、大体の方が残っていただけるんじゃないかなという見込みであります。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 ありがとうございます。

ほかに何度も質問していますけれども、民間に移ったときに支援員さんの待遇ですとか働き方、そういったことがきちんとこれまでどおり、水戸市でやっていたのと変わらないように、維持されるように、放課後児童課としてしっかり対応をしていただきたいということをお願いしまして、もう一点は、3つの違う会社に委託となるわけですが、以前は、市の直営でやっていた場合には年に1回ぐらい、市内の各支援員さんたちが集まって話をしたり、交流したりという場もあったような話を伺っているんですけども、違う形態の3社の学級の支援員たちが他社で担っている方と、要するに市内全域でほかの経営の支援員さんなどの意見交換をしたり、交流をしたりということも必要ではないかと思うんですけども、そういった点については、そういう体制はあるのかどうか、お願いします。

○鈴木委員長 大和課長。

○大和放課後児童課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

これまで支援員さんが集まって意見交換などする場としては、市で開催している研修のときに、その終わった後に意見交換会などをしていたというお話を聞いております。今年度はちょっと新型コロナウイルス感染症の関係で研修のほうは実施できませんでしたが、民間委託にしましても、市で研修などは引き続き実施していただきたいと考えておりますので、その中で情報交換の場とかを設けられたら、機会をつくっていきたくて考えております。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 ありがとうございます。

ぜひ、市全体でそういった場を設けて、支援員さんたち同士が話せる、その業者によって違いのないような運営ができるように頑張ってくださいと思います。

あと1点だけ、新たに参入……

〔「午後から続けて。中断して」、
「一旦、中断しよう」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 一応、土田委員さんのまでやりたいと思いますので。

○土田委員 あと2つくらいなので。今、大和課長さんに1つともう一件。

○鈴木委員長 じゃ、ちょっとごめんなさい、午後から。あと2問ということになりますので、すみませんが。

暫時休憩いたします。

午後 零時 2分 休憩

午後 1時 0分 再開

○鈴木委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

引き続き、議案第32号中第1表中歳出中第3款（民生費）中文教福祉委員会所管分の質疑から再開いたします。

土田委員。

○土田委員 放課後児童費の続きで、もう一つだけお聞きします。

今回、これまでシダックスさんとアンフィニさんに加えて、新しく生涯学習倶楽部さん、地元の方が取りましたけれども、どちらかという、学童クラブもやってらっしゃいますけど、塾メインでやっていたところで、現場もかなり狭い部屋で庭もないようなところで、密密でやっていたところなんですけれども、生涯学習倶楽部さん、一気に何校受け持つんですって。

○鈴木委員長 大和課長。

○大和放課後児童課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

生涯学習倶楽部さんは、D地区とE地区、合計12校になります。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 ありがとうございます。

一気に市内の開放12校を受け持つということになるので、何ていうの、経営規模というか、シダックスさん、アンフィニさんはある程度いろんな自治体の開放学級を手広くやっていたらっしゃったので、経験とかもあると思うんですけども、今回、生涯学習倶楽部さんは公立の開放をやられている経験がない中で、一気に12校受け持つということで大丈夫なのかなというような、ちょっとした心配の声も地域のほうから出ているので、その点どうなのかということと、あと市として、放課後児童課さんとして、しっかり、うまく回るようにというか、やっていけるような御助言、指導などの体制とか整ってらっしゃるのか、その点だけお願いします。

○鈴木委員長 大和課長。

○大和放課後児童課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

生涯学習倶楽部さんは、令和3年度から新規に参入してまいりましたので、基本は仕様書に基づいて、放課後の見守りの事業をやっていただくんですが、まず最初ということで、丁寧に一つ一つ、学校ごとに一緒に回って、やり方については慣れるまでは一緒に進めていきたいと考えております。

今、ちょうどいろいろ回っているところです。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 ありがとうございました。

ぜひ、その点をしっかりとというか、準備に取り組んでいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

じゃ、最後ですけども、民生費、126ページからの生活保護費です。木本委員さんともかぶっているの、2点だけお伺いします。

本会議で中庭議員も言っていましたけれども、このコロナの状況で生活困窮される方が増えている中で、なかなか生活保護に結びつく方が少ない。その要因の一つに扶養照会の問題があるのではないかという考え

を私たちは持っているんですけども、これに対して申請する方の同意なく、市が勝手に扶養照会をして、親族との関係をこじらせてしまうとか、そういうことがないことが大事かと思うんですけども、その点のお考えを改めてお聞かせいただきたいのが1点。

もう一点は車の保有なんですけれども、例えば母子家庭ですとか、そういった方の保育所の送迎などに、どうしても車が必要というような特別な事情がある方も多々いらっしゃると思うんですけども、この車の保有について柔軟な対応ができないのか、車の保有について認めていくという方向性を検討はされているのか、その2点をお願いします。

○鈴木委員長 櫻井課長。

○櫻井生活福祉課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、扶養照会につきましてですが、まず生活保護の申請をされる方、また既に受給している方について扶養照会をしていくものでございますが、要保護者の方の、あと扶養義務者の方との関係性などをよく確認して、中にはその援助が期待できないものとして取り扱える方として、例えば70歳以上の扶養義務者であるとか、あと要件が緩和されて、10年以上の交流がないとか、あとは扶養義務の方にその要保護者の方がこれまで何度も借金を重ねていたとか、そういった要件が緩和された部分もありますので、そういったものをよく聴取しながら、照会の可否について検討していきたいと考えております。

続いて車の保有に関しましてですが、保有を容認できる場合という条件が幾つかあるんですけども、簡単に申し上げると、仕事で使う場合、それが他の公共交通機関を使えないような、そういった条件がある場合であるとか、あとはその障害をお持ちで病院にかかる際に、車でないとちょっとかかれないとか、そういった部分がありますので、車の保有を認めてほしいというお話があった場合には、そういったところをよく精査して検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 ありがとうございます。

一応、扶養義務者の扶養照会については、この間、国会でも厚労大臣が扶養照会は義務ではないという答弁もされたことですし、今本当に命の前にためらわずに生活保護を権利として受給して、コロナを乗り切ってほしい状況でもありますので、ぜひ前向きに、スピード感を持って、扶養照会の前に申請しようとする人がためらわずに窓口に来れるような体制に向かって進んでいただきたいという要望、意見で終わります。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

袴塚委員。

○袴塚委員 すみません、まず生保のほうの学習支援、これの現状を、すみません、推移も含めてよろしく。

○鈴木委員長 櫻井課長。

○櫻井生活福祉課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

学習支援につきましては、まず今年度の実績としまして浜田地区に会場を増設しまして、4会場で運営したところでございます。

参加希望者は、最終的に86名となっております、1回当たりの参加者は約35名となっております。参加希望者及び1回当たりの参加者ともに、昨年度とほぼ同じ人数となっております。

また、受験を控えた中学3年生につきましては、7名が継続して参加し、そのうち4名の方が希望する県立高校に合格いたしました。そのほかの3名の方につきましても私立高校に合格している状況でございます。

以上でございます。

○鈴木委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 昨年と変わらない数字で推移しているということなんだけども、何名中86名が、今登録しているんだかちょっと分からないんだけど、やっぱり今生保に係る費用というのは、大変な費用でもあるんで、やっぱりそこから抜け出してもらおうという、その動作としては、教育力の格差、これは何としても避けなくちゃならない。

こういうことで、ぜひ86名ではなくてね、おおむね8割ぐらいの方が参加できると、参加して頑張るよと、こういうふうな形になれるように、ぜひPRは十分しているんだろうけども、誘い込み方と場所の提供だと思っんです。ですから、その辺についても、逐次、十分充実しながらやっていただきたいなというふうに思います。

それから、114ページの敬老会についてですけども、今、委員会をつくって検討しているんだよという、こういうことでありました。

私も敬老会に呼ばれる年齢ではあるんですが、高齢者はこれまでこの国を支えてきた、そういった方で、大変それぞれの活動をしてきた方々だというふうに思っんです。

今、市長の考え方の中では子育て第一ということで、一丁目一番地ということで、高齢者の方にはちょっと待ってちょうだいねと、こういうことでここ10年ぐらい、市長になってから進んできて、このことはいいんですけども、敬老会が地域によっては休止してしまっているという、そういうことから、今回の改正をどうするんだという話につながっていると思っんですけども、これってやっぱりね、敬老者の問題ではなくて、僕は自治会の問題だと思っ。自治会が、やっぱり面倒くさいことはやりたくない、だから一生懸命にやっている自治会というのは自治会長さんの考え方も前向きだし、女性会も前向き、この両輪がそろったときに、社協はやる気はねえんだけど、ついていけなくちゃならないということで、その3者がマッチングしてこうやっているわけですよ。

今、その委員会の中でどういう話をしているんだか分からないけども、高齢者が集まる機会というのは、やっぱりなかなかないのよ、現実には。だから、唯一敬老会なんかは、高齢者同士の御機嫌会みたいな、元気だったのけとかね、また来年も来ようねとか、そういうふうなことが大事なんで、これについては喜寿とか、米寿とかって、今節目の年に呼ぼうとかって話があるけども、10年に1回行き会ったって交流なんか生まれねえよ。これ、毎年やっているから交流が生まれる。

だから、せめてね、やっぱり敬老会ぐらいはもう少し自治会の組織の活性化を促しながら、残れるような、残してもらえるような、年齢は75歳じゃなくてもね、もう少し引き上がってもしようがないかも分からない。けども、そういう体制を取っていただきたいということだけ申し上げて、意見だけ言っておきます。答弁あまりしたくもないでしょうから。

それから、開江老人ホームですが、ここ定数が120名ぐらい、百十何名だけですか。充足率が46人ということだと。

〔「52名」と呼ぶ者あり〕

○袴塚委員 52名だと、いずれにしても50%は切っているわけ。

酒門もやめて、開江に統括して、開江はマンションになるよっていうことだったんだけど、一回もマンションにならずに、今の状況を迎えているということになると、この事業というのは、もうそろそろどういふふうな方向性をしていかなければならないかという、方向性を見いださなければならぬ事業になってきているのではないかなど。というのは、52名中、水戸の人が46名ということなのかな。そうすると、やっぱり人の手配というのはしとかなくちやなんない。当然ながら、100人調理しても、50人調理しても、調理人はそんな数が半分でもいいよとかっていう話にはならない。

そういうことなので、この辺の事業について、これからどうすべきなのか、やっぱり何らかの方法を検討する、そういった時期、やめちゃえっていうことじゃないからね。やめちゃいなさいということではなくて、現在空いている部屋の活用をどんなふうにするのかということも含めて、やっぱり検討する時期に来ているのかなど、こういうふうに思っていますんで、ぜひこれについてもお考えをいただきたいと思います。

それから、ちょっと飛びますけども、121ページの市民センターの子育て広場なんですけど、これ全館でやろうという事業です。時間的にかなり短いよね、かなり短い。これは、例えば午前中だけの1時間だけか1時間半ぐらいの事業しかやってないんだよね。

この辺について、その内容をもう一回説明してもらっていいですか。

○鈴木委員長 柴崎課長。

○柴崎福祉事務所参事兼子ども課長 ただいまの質問にお答えいたします。

市民センターの開設時間につきましては、地域の団体さんの御事情にあわせて、最も短いところは開設時間から10時から11時半までのところと、長いところは12時までというところ、90分から2時間までの開設時間で運営していただいています。

朝から毎回、当番のような形でスタッフさんに準備いただきながら、施設の市民センターの職員にもお手伝いいただきながら開設していただいて、後にお片づけで終わるといふようなルーチンで運営していただいております。

○鈴木委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 この事業は非常に地域の子育て、地域の連携、こういうことからすると、特に若い方たちが、面倒見てくれるある程度の年代の方たちとの交流の場、こういうふうなことにも寄与している事業だといふふうに思うんですね。

単に子育てじゃなくて、地域の相互理解みたいな、そういうものも含めての事業だと思うんで、これらについてはもう少し——来ている方々というのは、物すごく好評なんですよ、行ってよかったとかって、好評なんで——その範囲を広げるといふか、広報活動は地元任せではなくて、何らかの形で、やっぱり来て楽しいよとか、そういうことも含めてですね、もう少し幅を持たしてやっていただけるような形に御協力いただきながらやっていただければ大変いい事業ではないかなといふふうに思っています。

特に、コミュニティが薄れている中での事業ですから、高齢者、もしくは女性会等々と若いお母さん方、そういう方たちが交流する、こういう場にもなっているみたいですから、ぜひもう少し中身を濃くしてやっていただきたいなというふうにお願いします。

じゃ、子ども会の現状について、ちょっとお伺いをさせていただきたいと思いますが、127ページに恐らく予算があると。子ども会の今の状況というのはどういう状況になっておられるのか、ちょっと御説明だけいただきたい。

○鈴木委員長 野澤課長。

○野澤生涯学習課長 ただいまの袴塚委員さんの御質問にお答えをいたします。

子ども会の現状ということでございますが、小学生の加入率に関しましては令和2年度で全体の26.2%ということになっております。平成20年に60%を超えていたんですが、年々減少しております。最新の数字で26.2%ということになっております。また、活動を休止している学区につきましても、7学区が活動を休止しているというような状況でございます。

○鈴木委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 子ども会は、子どものコミュニティの中では、やっぱり一人っ子とか、少子化の中で、僕は学校の活動と同じぐらい子どもの交流という部分からすれば大事な事業だというふうに思うんですよ。

今の26%というのは、子どもの数の26%なんですか。それとも、子ども会、その数字は加入率だから、どんなふうな、ちょっと中身いいですか。ごめんなさい。

○鈴木委員長 野澤課長。

○野澤生涯学習課長 母数は小学生全体でございます。

○鈴木委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 そうすると、小学生の数、1年生から6年生まであわせて何万人いるけども、その中で何千人だから26%だよと、こういうことですよ。

大変この少子化、高齢化の中の少子化という部分の中では、やっぱり子どもがコミュニティ活動、もしくは上下関係とか、学校でも教えているんだけど、そういうことがあると思うんです。

子ども会というくくりの中でやると26%なのも分かんないけども、これがスポーツ少年団とか、やっぱりそういうスポーツを中心にした子ども会という考え方も僕はあるんじゃないかと、子ども会の考え方が。

ですから、そういうふうな形の中で、やっぱりある程度時代がさま変わりすると同時に、やっぱり子ども会もある程度脱皮しながら、複合的な子ども会という組織の考え方にしていくと、やっぱりもう少し活動の範囲が、僕は違ってくるんじゃないか、数字も変わってくるんじゃないかというふうに思っています。

だから、この26%の中には学校単位で子ども会だよと言っているところも、恐らく何校かあるはずですよ。そうすると、やっぱり全体の子ども会として、単校として動いている子ども会というのは、相当少数になってしまっているというような気がするんで、ぜひ子ども会の在り方については、在り方検討会等でもいろいろ社会教育委員会の中でも論議をされてきたところでもありますけども、ぜひ子ども会の定義を変えていただくことによって、子ども会の助成金、そういったものがいろんなところで有効的に使われることがあるのかというふうに思いますんで、ぜひそういったところに注視をして、今後運営をしていただきたい。

それから学校関係の方々におきまして、7学区で今子ども会が消滅しちゃっているという状況があるようですが、学校単位でつくっていただければ、この7学区の解消には、すぐにつながっていくのではないかなというように思っています。

学校単位でなぜできないかという、校長さんと教頭さんの意欲の欠如です、間違いなく。交流ができる校長、教頭が来ると、地域との連携が密になる。どうも、最近校長の顔が見えねえなと言っていると、地域との溝が少し深くなる。

こういうことなんで、それぞれ校長さん、学校経営の仕方が違うのかも分かりませんが、コミュニティスクールという、そういう形態に変わっているわけですから、だからやっぱり地域とのコミュニティというのは大事であるし、子ども同士のコミュニティというのもさらに大事だというふうに思うんで、学校単位で7学区、何とか補正してですね、そしてその加入率をまた上げるというような努力っていうのはどうなんでしょう、できないのでしょうか。総研の所長さん、何かお考えありますか。

○鈴木委員長 春原所長。

○春原総合教育研究所長 ただいまの御質問にお答えいたします。

私自身も子どもたち同士の関係ということ考えたときに、子ども会の存在意義は大変大きいものだというふうに考えております。

今、お話の中にありました学校単位で設置をしている学校もあるだろうというようなお話いただきました、まさに学校運営協議会がスタートしまして、2年が経過したところですので、そういう場で各学校の状況を議論していただいて、各学校がよりよい方向に協議が進められていくように、私たちのほうからも促していきたいというふうに思っております。

以上です。

○鈴木委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 子ども会の水戸市の市子連というのがあって、そこで球技大会が今行われている。ソフトボールとか、ドッジボールをやっているんだけど、参加する学区が物すごく少ないでしょう、参加する学区が。それでね、ソフトボールなんかは今4チームか、5チームぐらいしかない。

僕はソフトボールをやれとか、ドッジボールをやれとかということじゃなくて、やっぱり一つの学校全体でもいいんですよ、例えば6年生の記念に大会に出ようとか、勝ち負けは問題外と。ただ、みんなで汗をかいて努力をするという、仲間意識ができるという、そういうことが小学校の中の子ども会の目的の一つでもあると思うんですね。

だから、勝たなければ面白くないのは、それはスポーツの目指すところではあるけども、けども、そのスポーツの中にはやっぱり子ども同士の絆とか、連携とか、助け合いとか、そういうものがあって、初めてやっぱり子どもという地域、その社会が成り立っているんだと思うんで、ぜひ子ども会活動についても、学校のほうでも応分の御教示をいただいて、そしてせめて勝ち負けはともかく、半分ぐらいが子ども会育成会の事業にチームをつくって参加すると、去年はコロナでできなかったんですが、おとし新荘学区にちょっと積極的な校長さんがいたんでお願いして、勝ち負け、何でもいから、ちょっとチームつくって出てよ。もう、すぐ負けちゃう。だけど、負けても子どもの反応は楽しかったっていう言葉なんです。

ここがやっぱり僕は先生の目指すべき学校の問題だと思うんです。だから、子どもたちをいかに楽しく、そして高揚感を持たせるか、こういうことも学校の仕事の一つなんで、ぜひそういうふうな形でやってください。

長くなるので、これで終わりにします。ありがとうございました。

[発言する者あり]

○袴塚委員 ごめんなさい、今、木本さんからちょっと言われて。

いきいき交流センターの契約が今度出ているんですけど、これは、今、私、委員長に聞いたらば、去年論議しましたよということだったんですね。

論議をしたときに日当たりがどうのこうのとか、何とかどうのこうのという論議があったような記憶をしているとかっていう話なんですけど、僕と木本委員はすっかり忘れてしまいました。

最終案がどんなふうになったのかだけ、申し訳ありませんけども、委員長、最後の日で結構ですから、22日の委員会にちょっと、それについて論議をするということじゃなくて、発注に当たって、どういう図面で発注してんのか、概要が、平面図あるでしょう。今から設計ですか。

○鈴木委員長 野口課長、ちょっといいですか。

○野口高齢福祉課長 基本設計、実施設計が終了いたしまして、まだ発注のところまでは行ってないんですけども、実施設計までは終了しております。

○鈴木委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 それは、実施設計まで設計しているってことはもうそれで発注だよな。

ですから、こういう図面になりましたよというような形で、ちょっと図面を当委員会に御提出をいただければありがたいなと。それにかかる予算もありますから、すみません、よろしく願います。

いいですか、それで。

[発言する者あり]

○鈴木委員長 大丈夫ですか。

田口委員。

○田口委員 ちょっと気になったのは、今、袴塚委員さんのほうからあったその子ども会の関係で、加入率が26%だということ。そうすると、今、ちょっと野澤生涯学習課長さんも、春原所長も答弁いろいろありましたけども、小学校においては、学校単位の育成会というのが存続しているんでしょ、これ。

よく我々も通ってきた道ですけども、PTAがあって、育成会組織があって、育成会というのは子ども会の単子の集まりが中心でやっているんです。

そうすると、この子ども会という大本が入ってないとなると、各学校の育成会というのは実態はあるんですか、これ。

袴塚委員さんが言われたいろんなドッジボールとか、ソフトボールとか、ああいうのも育成会の会長さんが中心に各学校で行っていた行事だというふうに思っているんですけども、その実態について、ちょっと教えてください。

○袴塚委員 学区の育成会の話だよな。

○田口委員 そう学校単位だったでしょ。

○袴塚委員 水戸市の育成会は残ってるから、学校の子ども会がなくなったところの育成会は一体どうなっているのかというのが質問だね。

○鈴木委員長 もう一度、質問きちっとまとめましょうか。

○袴塚委員 分かんなかったら、来週にしたら、週明けにしたら。

よく調べて、間違っことを言っちゃうと、何で間違っんだと言われっから。

○鈴木委員長 一言で言うと学区ごとの育成会が残っているかっていう質問。

○袴塚委員 子ども会がなくなった途端にもう育成会組織もなくなっちゃったということなのか。子ども会がなくなった学区があるわけでしょ。

○鈴木委員長 子ども会育成会がなくなったところが7割方ということですよ。

[発言する者あり]

○袴塚委員 学区でやっているところは、今度はPTA組織の中に担当があつて、育成会みたいなのを、担当しているわけ。連合会は水戸市でやってる。

[「どうなの」と呼ぶ者あり]

○鈴木委員長 野澤課長、ちょっといいですか。

○袴塚委員 だから、今、分かんなかったら、後で調べて、次の委員会の前に報告するとかつて返事したらつて。

○野澤生涯学習課長 ただいまの田口委員さんの御質問にお答えをいたします。

子ども会に関しましては、すみません、水戸市の子ども会育成連合会の組織の中で、各学区ごとに子ども会組織がございます。学区子連と呼ばれているものです。

その末端の組織として、各子ども会があり、そこに子ども会育成会があるという組織形態になっております。

○袴塚委員 子ども会がなくなっちゃつた7学区は育成会があるのかねえのかつて。

○野澤生涯学習課長 はい、分かりました、すみません。

活動休止の学区に関しましては、育成会はまだ解散をして、ない状態でございます。

[「子ども会がないつてことは育成会はないんだ」と呼ぶ者あり]

○鈴木委員長 田口委員。

○田口委員 そうすると、学校の教育の現場つて、育成会とは全く関係ないような教育の方針を取つているんですか、それ。校長先生、どうですか、これ。

それ、なくしちやつてもいいですよつてことでなくしちやつたの。

[「学校はあまり言えないのかな」と呼ぶ者あり]

○袴塚委員 子ども会育成会というの、立場がどういふ立場なんだかな、問題は、学校の組織の中の一部の立場なのか、それとも逆に言うと自治会側に立っている立場なのか。

[「自治会側ですね」、「解散しようがしまいが、学校側としてはどうも言いようがない」と呼ぶ者あり]

○袴塚委員 そしたら、さっきの要望をして、やっぱり各学区に学校単位でつくってもらおうということだよ。
〔発言する者あり〕

○鈴木委員長 ちょっと話の方向性が違うかと思いますが、すみませんが、申し訳ないですが。
〔「その他、その他でいいよ」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 自治会側の組織の一員だとすれば、学校単位できちっとつくってもらおう。そして、それは子どもの健全育成のために、学校としても必要なんだというような関わりがあるから、学校単位で参加しているところもあると思うんです。

その辺の意思の統一が総研の中でされてねえのか、教育委員会の中でされてないのか分かんないけども、片や学校単位で出ているところもあれば、なくなっちゃったからいがっぺと行って終わっちゃっているところもあるよっていうことになるよ、やっぱりそこは教育上、子どもの育成上どうなのかという論議をやっぱりしっかりしていただいて、学校単位でつくっていただくというようなことを、私も田口委員さんも、木本委員さんも首振っているし、土田委員さんも後藤委員さんも首振っているから、こちら委員の中では、全会一致でそういうことを申し上げさせていただきたいと思います。

○鈴木委員長 御意見でよろしいですか。
〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 春原所長。

○春原総合教育研究所長 ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

学校は、地域の自治会とは積極的に、当然ですけれども地域と共にある学校づくりですので、連携、協力をいただいて運営をしております。

ただいま袴塚委員さんからお話がありました件につきましては、どのような状況になっているのかという部分を確認しまして、どのような対応ができるのかということをお進めしていきたい。

先ほどもお話ししましたが、学校運営協議会等でぜひテーマにさせていただいて、各学校区、状況は違うと思いますので、実情を各学校区で把握していただいて、どのような対応が望ましいのかということをお進めの方、地域の方、そして学校が考えて進めていけるような取組をしていただけるように促してまいりたいと思います。

○鈴木委員長 じゃ、御報告のほうをよろしくお願ひいたします。

ちょっと戻りますが、先ほど袴塚委員さんから西部のいきいき交流センターの資料の請求がございましたけれども、委員の皆様、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 じゃ課長、よろしくお願ひいたします。

ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 次に、第4款（衛生費）中文教福祉委員会所管分について、質疑のある方は発言願ひます。
木本委員。

○木本委員 1点だけお伺いしたい。

この中に、どれだか分かりませんが、ワクチン事業室つくるということで、これあれですよ、職員さんをここに配置するだけですよ。異動させるというか、新しく採用するわけではないですよ。

[発言する者あり]

○木本委員 ですよ、はい。

前回は聞いたんですけども、これに伴って何か進捗があれば、まず教えていただいてもよろしいですか、ワクチンの準備に対する、これをつくるに当たっての進捗があれば教えてください。

○鈴木委員長 田中副部長。

○田中保健医療部副部長 ただいまの委員の御質問にお答えいたします。

来年度、ワクチン事業室ということで組織的な体制をつくっていただいているところでございますが、進捗といたしましては、医療従事者のワクチンの供給、そしてあと高齢者のワクチンの供給と、それぞれ国のほうから徐々にではあります、情報が入りつつありますので、そういったものを今後どういった形で接種していただくかというようなことで、まず医療従事者については、日赤をはじめ、3月から接種が始まっているような状況でございますので、順次作業を進めてまいりたいと考えております。

○鈴木委員長 木本委員。

○木本委員 高齢者は4月からですよ。高齢者のワクチン接種の状況についても、あわせてお伺いします。

○鈴木委員長 田中副部長。

○田中保健医療部副部長 ただいまの御質問にお答えいたします。

高齢者向けのワクチンにつきましては、4月から、量的にはまだ本当に限定的に限られたものではございますが、国から県へ、そして市町村へということになっておりますので、そういったもの、具体的にまだ数値というのが示されていないような状況ではございますが、そういったものが入ってきた際には、徐々にではあります、接種体制を整えるということで考えております。

○鈴木委員長 木本委員。

○木本委員 そうですか、すみません。

ほかの自治体とかだと、いわゆる予約開始とか、いつからというふうに、結構もう発表している自治体が出てきていますけども、この自治体の差というのは何の差なんですかね。

○鈴木委員長 田中副部長。

○田中保健医療部副部長 ただいまの御質問でございますが、高齢者の接種のワクチン自体は4月5日の週から順次入ってくるような形になっております。5日の週から少しずつ入ってくるような形になります。

その際、茨城県の考えとしまして、高齢者施設から接種をして、そういったクラスター防止の観点もあるということで方針が示されておりますので、本市にいたしましても、高齢者施設からの接種ということで考えておまして、その後、一般の高齢者の方が接種が始まるような形になるんですが、現時点ですと、まだどの時点から始めるかという具体的な見通しが立っていない状況でございます。

したがって、ある程度そういった状況が分かった時点で予約を開始したいというふうに考えております。

○鈴木委員長 木本委員。

○木本委員 そうですね、時間がたてばたつほど、ワクチンの供給量もある程度安定してくるでしょうから、徐々に改善していくとは思いますが、これちなみにあれですよ、基本的にそういった順番があるにしても、基本は医療機関でやるということが前提ということだと思いたうんですけども、保健所では基本はワクチンの接種をやらないということによろしいですか。

○鈴木委員長 田中副部長。

○田中保健医療部副部長 現時点の状況ですと、現在医療機関のほうで協力をお願いしているような状況でございまして、協力いただける医療機関が130を超えている、目標を超えているような状況でございまして。

その中で、個別接種であったりとか、あと集団接種、そういったものやってみたいというふうにご考えておりますので、今後また体制、具体的なところがありましたら、また対応をしてみたいと考えております。

○鈴木委員長 木本委員。

○木本委員 いずれにしても、すごく国民にとってかなり関心が高い行事ですので、何かいつも副部長は出し惜しみ感が強いので、ぜひですね、委員会にはきめ細やかに情報提供をいただければ幸いですので、引き続きよろしくお願ひいたします。

以上です。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

田口委員。

○田口委員 133ページで地域医療経費、説明の中ではここに医師の修学資金の貸与と、そういう事業も含まれているというような話でございましたけども、まず本市においては何年前から始めたかをお伺いするとともに、現在何名の方がこの貸与を活用してやられているのかということ。

○鈴木委員長 小林課長。

○小林保健総務課長 ただいまの御質問についてお答えいたします。

医師修学資金の事業につきましては、平成30年度に制度をつくりまして、平成30年度から募集をいたしまして、貸与が始まったのは、その次の年の令和元年度からとなっております。

これまでの実績につきましては、令和元年度からの貸与者が2名、令和2年度からの貸与者が1名の計3名でございます。

このうち、令和元年度からの貸与者1名につきましては、この3月で大学を卒業するということから、貸与のほうを終了となります。4月からは、初期研修のほうに入る予定となっております。

また、令和3年度からの借受け予定者2名ということになっておりますけれども、こちらの選定につきましては、現在大学の試験等が行われておりますので、まだ出そろってないことから調整中でございます。

○鈴木委員長 田口委員。

○田口委員 そうすると、今説明ありました令和元年度からの方は1名の方が終了すると、その期間は短かったと思いたうんですけども、今後はその研修をしていただいて、10年とか、それ以内に水戸で働いていただきたいというのが目的でしたよね。

それについては、卒業してからのことに関しては、何か行政との関わりか何かで先の進路については何か調整はしてあるんですか。それとも、その方の学生さんの意思を尊重して行動されているということなんでしょうか。

○鈴木委員長 小林課長。

○小林保健総務課長 ただいまの御質問についてお答えいたします。

卒業後の進路等につきましては、初期研修に当たりましては、御自分の御希望のマッチングとかがありますので、そちらを市としても後押しできるようなところは支援をしていくというような体制は取っていきたいというふうに思っております。

初期研修後、今年卒業される方は2年間の貸与期間ということなんですけれども、市内の医療機関におきましては、最低3年ということで、期間のほうを決めておりますので、初期研修後、市内の医療機関のほうに戻ってきていただいて、3年間は勤務をしていただくというようなこととなります。

○鈴木委員長 田口委員。

○田口委員 もう一度確認させていただきますが、この貸与をするという事業は、1名に対し何年間という、何かそういう事業の規約とございますか、何かあるんですよね。具体的にはどのようなものですか。

期間と、あと金額。

○鈴木委員長 小林課長。

○小林保健総務課長 ただいまの御質問についてお答えいたします。

期間ということですが、貸与の期間につきましては、医学生になってからということになりますので最大6年間ということになります。その後、卒業されて初期研修を受けていただいて、その後にまた後期研修というものが3年間ございます。そこから水戸市内の医療機関で勤務いただく、あるいはほかの医療機関のほうで、自ら研修などを行った後、水戸市のほうに戻ってきていただいても可能というような制度にはなっておりますので、その猶予というものも。

[発言する者あり]

○小林保健総務課長 すみません、ちょっと手元に資料を持ってないんですが、その猶予期間、ほかの医療機関において、後期研修の後、海外に自分で研修に行ったりとか、そういった期間をある一定程度設けておりまして、その後に水戸市のほうに戻ってきていただいても可能というような制度設計になっております。

すみません、何年間かはちょっと忘れてしまいまして、2年か3年ということになっております。

○田口委員 ありがとうございます。

[「あと、金額はよろしいですか」と呼ぶ者あり]

○田口委員 金額は分かりますか。

あともう一つ、来年度も、この事業は予算が出ていますけど、2名ということは、新しい方が2名ということで、継続ではないということですね。

最初からの継続の人は、どこに予算入っているの、みんな。この中に入ってるのか。何年か卒業するまでは該当するんでしょう、これ。

○鈴木委員長 小林課長。

○小林保健総務課長 先ほどの質問で金額というところをお答えするのを忘れていました。すみません。

金額につきましては、お一人、私立大学に入学した場合には月額30万円、それが12か月で360万円が最大6年間ということで、2,160万円、加えまして、入学金相当額といたしまして100万円の貸与となります。合計2,260万円となります。

それから、国公立大学に入学した場合につきましては、月額20万円が12か月で240万円を6年間、1,440万円に加えて、入学金相当額といたしまして100万円、合計1,540万円となります。

来年度の2名というのは、新たに2名貸与者を選定するというようになっております。

これまでの貸与者につきましては、これは地域医療経費の中に予算が計上されております。

○鈴木委員長 田口委員。

○田口委員 それから、次の135ページにおいては、健康増進費ということで、これは集団検診が含まれているんですよね。違うんですって。

もし含まれているとすれば、検査についてはウェブ及び電話による事前予約制ということが言われていますよね。これ、どんな感じでやるのか、まずはお伺いします。

○鈴木委員長 龍田課長。

○龍田地域保健課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

健康増進費につきましては、健診の費用としまして生活習慣病予防健診、これは18から39歳までの方の健診、あとは骨粗鬆症健診、肝炎の検診、成人歯科健診などでございます。

その下のがん検診は、ウェブ予約の予算をここで計上しているものなんですけれども、各種がん検診、それからウェブ予約の内容といたしましては、特定健診、高齢者健診につきましても、予約システムとさせていただきますと思います。

この予約システムにつきましては、これまでも予算要求をしたことはあったんですけれども、これまでの健診の受付方法は、予約が必要な健診というのは、特定健診プラス胃がん検診などをセットで行う総合健診と乳がん検診のみで、ほかは予約なしで当日市民センターなどに来た人を全て実施しておりまして、100人来れば100人実施していたというような状況だったんですけれども、今年度のコロナの感染拡大に伴いまして、全ての健診を予約制にして、電話で予約を受け付けたところ、電話が集中してなかなかつながらない、あと平日の日中しか予約が取れないというような苦情が多くなってまいりまして、予約の案内の時にも基礎疾患のある方ですとか、高齢の方は医療機関での受診を勧めたり、予約の受付を何回かに分けるなどの工夫はしたんですけれども、やはりつながりにくくなってしまったような状況がございまして、24時間受付可能なウェブの予約システムと、あとはウェブ予約を利用されない方もいらっしゃると思うので、電話での受付によるコールセンターの予約と併用するような形で健診予約の利便性を図りたいということをお考えまして、こちらの予算を計上したものでございます。

以上です。

○鈴木委員長 田口委員。

○田口委員 言われたとおり、ウェブばかりではなかなか扱いにくいという人がいて、電話もというふうに書いてありますけれども、電話ってというのは、いろいろ問合せをするときに、NTTにしる、東電にしる、

問合せをすると、しばらくかかるんだよね。こういうことが起きたらば、それでなくてもこの集団健診というのは水戸市は低い中で、それぐらい考えは持ってる、電話対応が十分に対応できるとか、今使用中では、かける人もなかなか使えない。

あと、これはコロナ禍のための対応であって、これがなくなれば普通に戻す考えがあるんですか。それとも今後もこれでいこうと思っているんですか。

○鈴木委員長 龍田課長。

○龍田地域保健課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

電話につきましては、やはり今おっしゃっていただきましたとおり、1件の電話にも時間がかかってしまう、住所、名前、生年月日のほかに、自覚症状ですとか、これまでの健診歴ですとか、手術歴などを聞き取ったりしますので5分くらいかかってしまうというようなこともございまして、大変混み合う状況になってしまいましたので、ウェブと電話と両方の予約の方法を取って、それとあと電話の予約も期間を決められることになるかと思うので、その期間を過ぎても、まだ空きがあるような状況があれば、保健所の方での電話予約などもあわせて受け付けるような形を取って、なるべく健診を希望する人が受けられるような状況をつくっていききたいというふうには考えております。

それから、コロナ禍が過ぎてもということでございますけれども、来年度はこの予約システムを導入したいと思うんですが、再来年度のその感染状況などを見ながら、そのときの状況によりまして、やはり受付方法などは検討していかなければならないのかなというふうには思っておりますので、これからはずっと続くかどうかというところはまだこれからの検討になるかと思っております。

以上です。

○鈴木委員長 田口委員。

○田口委員 いろいろ苦心されてやられる事業だと思んですけども、いずれにしてもこの集団健診にかかって、早いうちに、がんでしたりとか、何とかしなければならないというのが見つかる方も聞くことが多いものですから、ぜひともね、その受付にしる、何にしる、対応がスムーズにいけるような体制づくりは、やはりいろんな意見を聞きながら進めていってもらいたいなというふうに思ってます。

それから、最後に139ページで、診療所費っていうのがありますが、この中に休日夜間診療をどうの、云々っていうこと説明されてましたよね。

今、このようなコロナ禍の状況の中で、休日夜間というのはどのようになっているのかちょっと伺いたいなと思ったんです。診療の件数とかなんかっていうのはどのようになっていますか。

○鈴木委員長 小林課長。

○小林保健総務課長 ただいまの御質問についてお答えいたします。

水戸市休日夜間緊急診療所の受診状況につきましては、今年度2月までの合計ですと、休日と夜間と含めまして4,124人となっております。令和元年度の休日夜間の合計数が1万4,788人ですので、およそ3分の1程度の受診者数となっております。

○鈴木委員長 田口委員。

○田口委員 この比較では増えてますよね。これは休日夜間ばかりではないと思うんですけども、予算の増

えた理由を説明願いたいと思います。

○鈴木委員長 小林課長。

○小林保健総務課長 ただいまの御質問についてお答えいたします。

こちらの増えた予算につきましては、診療所の医師を確保するのに、東京の大学の方から派遣をいただいて医師を確保しているというところですが、その数が前年よりも増えたということで予算の方が増額となっております。

○鈴木委員長 田口委員。

○田口委員 そうすると、先ほど質問したその地域医療費とはまた別の枠なんですね、これ。医師確保ってというのは。

○鈴木委員長 小林課長。

○小林保健総務課長 ただいまの御質問についてお答えいたします。

申し訳ありません、その医師というのは休日夜間緊急診療所に入っていただく医師のことでございます。

こちらの医師確保のための予算の方が増額となっているということでございます。

○鈴木委員長 田口委員。

○田口委員 これ、診療所費ってというのは休日夜間の運営のための予算なんですか、これ。

だから最初に、これ、来年度は分からないけども、3分の1くらいの減になっている中で、医師確保はなかなか、今それぞれの分野で大変なのは分かりますけども、その中で予定としてこの増額をされたってということなのかな、それじゃ。診療所に来られる人数は、今までと、令和元年くらいの感じを見越して、この数字を上げてきたということ。本年度は極端に少なかったけども、そういうことで理解していいのかな。

○鈴木委員長 小林課長。

○小林保健総務課長 ただいまの御質問についてお答えいたします。

休日夜間緊急診療所につきましては、365日開設をしているということで、医師についてはこれまで同様、毎日来ていただくということですので、その部分の減というのは特にないような状況でございます。

○鈴木委員長 よろしいですか、はい。

ほかにございますか。

土田委員。

○土田委員 すいません、衛生費について何点かお聞きします。

まず、ちょっとどこを見ればいいのかよく分からなかったんですけども、インフルエンザの予防接種の助成補助っていうのがあると思うんですけども、このコロナ禍で、逆にインフルエンザが流行しなかった現象が起きていますけども、この予防接種についてはどんな状況だったのか、来年はどう見込んでいるのかをお願いします。

○鈴木委員長 小林課長。

ページ数教えていただけますか。

○小林保健所参事兼保健予防課長 予防接種に関しましては、135ページの予防接種経費の中にインフルエンザのものも入っております、医師会等に個別接種等の委託ということで、委託料の中に含まれてきま

す。

インフルエンザの予防接種の状況ですけれども、昨年度、高齢者の方に対して早めの接種ということで、接種期間を10月1日から早めて周知もさせていただいたということで、高齢者の方の接種が10%ほど接種率が伸びたというところがございます。

それから6月の定例会のときに御提案いただいて、小児のインフルエンザにつきましては、高校3年生を対象に10月からやらせていただきまして、2,500人程度対象がございましたけれども、実績といたしましては1,164人の方が接種していただいたというような状況になっております。今年度の実績といたしましてはそのような状況でございます。

ただ、インフルエンザ等につきましては、今はほとんどインフルエンザ自体が発生していないというような状況にはなっておりますので、前年の予算等をベースにして来年度の予算を検討しております。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 ありがとうございます。

次は、132ページ、母子保健費が16.9%大きく下がっていますけど、この要因は何なのか教えてください。

○鈴木委員長 龍田課長。

○龍田地域保健課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

こちらにつきましては、補正予算の中で上げております不妊治療費の助成の部分が、令和3年度分のほうに移っております。令和2年度の予算として9,000万円ほど計上してあったんですけども、その部分プラスの金額にはなるんですけども、それが令和2年の補正予算のほうに移っておりますので、その分が減っているという状況でございます。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 ありがとうございます。分かりました。

もう一つ、136ページからの動物愛護センター費について伺います。

こちら、16.3%増えたと、1,191万円くらい増えた、この要因は何かっていうのが1点と、まずそれをお願いします。

○鈴木委員長 前田課長。

○前田保健所技監兼保健衛生課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

138ページから139ページにかけての予算に関わる部分でございますけども、139ページの一番上の需用費にですね、関係者から指摘を受けましたドッグランのフェンスがあるんですけども、そのフェンスの高さがやや足りないということで、よじ登ってしまうんじゃないかという御指摘もありましたので、乗り越えられるのか、ほかの施設等を調査させていただきまして比較したところ、僅かに高さが足りないということで、かさ上げの工事費等を予算計上させていただきまして、予算が増という状況になっております。

○土田委員 ドッグランで1,000万増えるということ。

○前田保健所技監兼保健衛生課長 ドッグラン等ということでございますね。

ドッグランの予算は100万円で、それから職員手当の部分で、今愛護センターに県からの職員が派遣さ

れて来ておりますけども、その職員の手当を計上したものでございます。トータルで約1,100万円の増額予算を計上させていただいております。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 そうすると、県からの来ていらっしゃる職員さんは何で来られたんですか。何をしに来て、何をされているのか。

○鈴木委員長 前田課長。

○前田保健所技監兼保健衛生課長 今年度、保健所を開設しまして、あわせて愛護センターも開設したわけでございますけども、県の職員が開設に当たって、市の公衆衛生行政を推進するために4名の支援をいただいている中の1名ということでございます。

具体的には、その愛護センター長でございます。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 ちょっとよく分からなかった。

愛護センター長、県の職員さんとして来ている。水戸市の採用で入ったのではないんですか。

○鈴木委員長 前田課長。

○前田保健所技監兼保健衛生課長 県の職員が派遣されて来ているという状況で、この職員の経費は水戸市で持っているということでございます。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 要するに、職員さんの給料で上がったということだと思うんです。

昨年度予算のときに伺った人員よりも、来年度は人数が増えてしまっているということですか。

○鈴木委員長 前田課長。

○前田保健所技監兼保健衛生課長 申し訳ございません。

もう少し正確に説明させていただきますと、令和3年度予算からこの科目に計上させていただいたということでございます。

[「前は保健所費か何かで出てた、トータルでな、分かった」と呼ぶ者あり]

○鈴木委員長 よろしいですか。

土田委員。

○土田委員 はい、分かりました。

次は、動物愛護センターで一生懸命活動されております。開設してから、これまでに犬や猫をどのぐらい保護をしたか、その中からどのぐらい譲渡ができたか、保護数と譲渡数、それと今現在何頭いるのか、数字をお願いします。

○鈴木委員長 前田課長。

○前田保健所技監兼保健衛生課長 お答えいたします。

3月1日現在となりますけども、愛護センターに今飼養されている、管理されている犬が13頭、猫は12頭という飼養状況でございます。

昨年の4月1日開設以来、愛護センターに飼養された犬の総数は82頭、それから猫が82頭、同じ頭数

になっております。

そのうち譲渡された犬が36頭、それから飼い主に戻った犬が27頭、それから収容中に死亡したものとございます。それから猫につきましては、譲渡が総数で48頭、譲渡している状況でございます。

以上です。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 すみません、猫のほうは、差がある部分は死んじゃったってということ。

○鈴木委員長 前田課長。

○前田保健所技監兼保健衛生課長 飼養中に猫も13頭、飼養中死亡。というのは、猫も健康な形で飼養されている猫ばかりではなくて、交通事故等の猫も飼養する義務がございますので、飼養して、できる限りの治療をしておりますけども、亡くなるものもあると。

それから、市民の方が、子猫が庭先に生まれて持ち込むこともございまして、そうすると生まれてからまだ日がたたない子猫ですと、愛護センターで努力しても親猫がいないんでなかなか育たないということが、経験上分かっていたり、獣医学上、育たないのが分かるんで、それはもう既に低体温状態で持ち込まれる子猫については、麻酔薬で安楽処分もしているものもございまして、それが子猫で6頭ということでございます。

そういうことで数が合わないと思います。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 はい、分かりました。

子猫の世話を一生懸命やっていたらしゃるのはよく分かっております。

一応確認ですけども、水戸市愛護センターに入ってきた犬猫を、県に返した頭数というのはありますか、ないですか。

○鈴木委員長 前田課長。

○前田保健所技監兼保健衛生課長 動物愛護センター費の中に、委託費で予算計上させていただいておりますけども、今説明させていただきました飼養中に死亡する犬猫がございまして、その焼却処分につきましては、県の施設に委託してやっている状況がございまして、飼養中に死亡した犬猫、それからやむを得ず麻酔薬で眠らせて処分した子猫につきましては、そういう形で県のほうに処分をお願いしているという状況でございます。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 ありがとうございます。

一生懸命、世話もしていただいている、譲渡も頑張ってもらっていて、取りあえず殺処分のために県に送ったのはいないという理解でいいですね。

引き続き、水戸市愛護センターで頑張ってもらっていただけるようにお願いします。

もう一つは、鈴木議員さんが本会議で質問されたときの御答弁で、愛護センターでも避妊・去勢手術ができるようにしていきたいみたいなことをお話しされていたと思うんですけども、今センターにいらっしゃる獣医さんが何人ぐらいいて、手術ができる獣医さんは何人ぐらいいらっしゃるのか。

○鈴木委員長 前田課長。

○前田保健所技監兼保健衛生課長 お答えいたします。

愛護センターに所属する獣医師は、センター長が獣医師で、そのほか3名、計4人の体制で、獣医師4人、それから事務職員1名、それから会計年度任用職員が1名という体制で運営しております。

その中で、獣医師4人の中で手術を主に担当している職員は1名ですけれども、2人はできる技術を持っているという状況でございまして、他の2名もですね、その手術を手伝いながら技術を習得できるということで、全員ができるように、今技術を磨いている最中でございます。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 ありがとうございます。

やはり、センターでも積極的に手術ができるようになると、なかなか飼い主のいない犬ですとか、多頭飼育崩壊とかの対応とかもできるようになっていくと思うので、この技術を磨くためにどこかで勉強してくるとか、そういったことはやっていただいてもいいと思うぐらいで、とにかく中で実際にできる体制をおっしゃったように進めていただきたいと思います。

最後に、もう一つは飼養管理は昨年はわんわんランドさんに委託されていましたが、2,000万円ぐらいですね。これも引き続き同じなんでしょうか。

何年契約をされたのか、と言いますのは、前回は公募もなく、いつの間にか決まっていて、ちょっと不透明さを感じましたので、その点少し御説明をお願いします。

○鈴木委員長 前田課長。

○前田保健所技監兼保健衛生課長 お答えいたします。

愛護センターの飼養管理につきましては、単年度契約で随意契約とさせていただいております、契約の内容が犬猫の飼養管理のみならず、例えば懐かない犬を譲渡をするために、しつけなども委託の内容に含めておりましたり、それから愛護普及の部分でも手伝っていただくような委託内容になっておりますので、そういうことを考えますと、そういうノウハウを持っている委託先は、県内で1か所しかないという状況がございますので、その業者に随契をさせていただいております。

以上です。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 そうすると、1年ごとに再契約されていくということですね。

始まったばかりで、私も何度か行きました、一生懸命やってらっしゃることもよく分かっておりますが、やはり市の施設で、市の税金で委託をする業務であります。この辺の市民目線から見て、透明性、妥当性というのは確実に見える化しなければいけないと思いますので、例えば図書館の指定管理だったら5年契約で5年目にまたどうするかってきちんと見直しをして、そういうのが当たり前のことだと思うので、ここしなくて決めちゃったから、1年契約だけずっと続きますっていうのでは理屈が通らないと思うので、その辺も今すぐということではあれですけども、今後見えるように、市民に説明できるような形を整えていただきたいという意見です。

以上です。

○鈴木委員長 後藤委員。

○後藤委員 136, 137ページの保健予防費の中の地域自殺対策経費について、内容をお聞かせください。

○鈴木委員長 小林課長。

○小林保健所参事兼保健予防課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

地域自殺対策経費につきましては、主にゲートキーパーの養成等に係る予算を計上させていただいております。

こちらのほうは、民生委員さんにつきましては、3年に1回更新ごとに研修をやらせていただいております。それ以外に保健推進員、食生活改善推進員等には毎年、市職員対象にもゲートキーパーの研修をやっているということで、それらの予算等になっております。

○鈴木委員長 後藤委員。

○後藤委員 はい、分かりました。ありがとうございます。

ゲートキーパーを要請するというので、民生委員さんや市の職員さんにも研修をしているということなのですが、これ、ちなみにどちらで、どのような研修をしているのか、教えてください。

○鈴木委員長 小林課長。

○小林保健所参事兼保健予防課長 今年度につきましては、ちょっとコロナの関係もございまして実施できなかったものもあるんですが、市の会議室等を活用したり、また大きい会場の場合、当初今年はアダストリアの会議室を借りる予定だったんですが、そのような形でやっていっております。

○鈴木委員長 後藤委員。

○後藤委員 ありがとうございます。

コロナの関係で研修ができなかったのにもかかわらず、コロナの影響で自殺者が増えているという状況がありますので、引き続きゲートキーパーの養成等、感染対策をしながら行っていただきたいと思います。

以上です。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

袴塚委員。

○袴塚委員 保健予防費の2億9,000万円の増額は、これはコロナ感染症対策費、そのまま2億9,000万円増えたという考え方でいいのかな。

いいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○袴塚委員 じゃ、ちょっとそこでお伺いします。

先ほど、木本委員、田口委員のほうから質問があったとおり、いわゆるその予防接種、今高齢者は4月5日ぐらいからぼちぼち入ってくるよとか、ただ高齢者予防接種についてはね……

[発言する者あり]

○袴塚委員 コロナウイルスの予防接種は違うの。

じゃ、ちょっと説明して。

○鈴木委員長 小林課長。

○小林保健所参事兼保健予防課長 大変申し訳ありません。

こちらの2億9,000万円の御質問は、この137ページですね。新型コロナウイルス感染症対策経費の2億9,000万円のお話かと思いますが、もともと令和2年度につきましては、感染症予防対策経費の中で、感染症の関連の検査の費用ですとか、検査の消耗品等につきまして予算計上しておりましたが、今回新型コロナウイルス関係の予算が非常に大きくなりましたので、事業費を分かりやすく1つ設けまして、こちらに経費をのせたということでございます。

内容につきましては、令和2年度中に補正予算等で行ってきたものが主になるんですが、地域検査センターの運営にかかる委託費ですとか、あとは医療機関で実施しているPCR検査、あとは抗原検査の公費分の予算、そういったものですか、あとコロナウイルス等で入院にかかった場合の入院の費用の公費分の予算ということで、扶助費等をのせさせていただいております。

内容としては、地域検査センターのほうの委託料、あとは保険料等で7,430万円、それから医療機関でやるPCR検査ですとか、抗原検査等の費用といたしまして、医師会等に委託している部分で1億4,464万9,000円、そのほか入院患者の医療費等の部分の公費分として1,180万円、それ以外に市のほうの検査でやるPCR検査に係る経費などを全部ひっくるめまして2億9,000万円ということで計上させていただいております。

○鈴木委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 分かりました。ということは、令和3年度に係る、いわゆる検査費用とか、そういうものがあると。新たに機械購入なんかはないんですね。

〔「ございません」と呼ぶ者あり〕

○袴塚委員 分かりました。じゃ、これは結構です。

じゃ、先ほど4月5日ぐらいから、今朝、厚労省も予防接種をぼちぼちやるよと。ただ、いつ開始するか分からないということだったと思うんですが、基礎疾患の見分け方を質問されていた方がおいでになったときに、何か、基準は自己申告とかって言うんだよね、自己申告。

何が駄目なんだか分からないのに、自己申告って言われても、どうするのっていうことだと思うんですが、この自己申告の方法はどのように考えていらっしゃるんですか。

これまでのレセプト点検が何かで、基礎疾患って分かるよね。おおむねね。

要するに非公開だから、分かっちゃいけないのかも分からないけど、そういうもので調べるとか、それは今はやりの行政がつくっているカードが発行できていれば、マイナンバーでやれば分かるのかも分からないけども、それが、今のところ水戸市はうまくいってない。

こういうことになると、私は基礎疾患がありますよ、そしてこの基礎疾患がコロナには非常にまずいですよとかっていうその判断が自己申告でおやりになりなさいって言われても、なかなか分からない。

これらについては、とにかく、これ、高齢者も含めて受ける人が、若い人は基礎疾患がないのかも分からないけども、そういうふうな方が多いんで、なかなか聞いても分からないような状況があるんだよ。それをどうすんのかというところを、水戸市では方針を決定しているんですか。

○鈴木委員長 田中副部長。

○田中保健医療部副部長 ただいまの御質問にお答えいたします。

基礎疾患を有する方の接種でございますが、優先の接種の順位のほうが、まず高齢者の後に基礎疾患のある方及び施設の従事者というようなことで、基本的には高齢者のほうが先になりますので、まずは高齢者で基礎疾患をお持ちの方は高齢者の枠で打っていただけるかなというふうに考えております。

ですので、基礎疾患を有する接種順位で打っていただける方としましては、高齢者以外の基礎疾患をお持ちの方というようなことにはなりますが、申告の仕方といたしましては、国の考え方といたしまして、予診票の中で記載をしていただいて、御自分の病気がこういった病気であるよということと申告をしていただくような形になるかと思っております。

ただ、実は基礎疾患のその対象となる病気についてでございますが、13の症状であるとか、あるいはその状態、そういったものが該当するというようなことでなかなか分かりづらい状況でございます。

したがって、こちらの基礎疾患をお持ちの方につきましては、こういった病気が該当するかというようなことは、しっかりと広報させていただいて、また申告は予診票に記載をして申告していただくというようなことでしっかりと広報をさせていただきたいと考えております。

○鈴木委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 医療従事者の中でも、基礎疾患と言われない状況でもアナフィラキシーが起きたとか、異常があったら知らせろっていうことは、日本の場合は非常に高い数値になっちゃっているとかって話もありますよね。

一番心配なのは、高齢者が打ち始める、そうすると高齢者の中にはやっぱり重要な案件だという認識のある方もいれば、そうじゃない方もおいでになるかも分からない。

例えば、俺、13項目には入ってないんだけど基礎疾患あるよねって思って、勝手に理解して、打ったら死んじゃうからといって打たないで終わっちゃって、コロナにかかっちゃうと、こういう方もいるかも分からない。

その周知方法っていうのは、それは完璧っていうのはないんだけど、やっぱり相当真剣に考えてやっていただかないと、不安が不安を呼ぶ。疑心暗鬼が疑心暗鬼を呼ぶ。こういうことで非常に混乱すると思うんですよ。

やっぱり世話好きな人は、いや、あんたこういう病気なんだから駄目だよなんて言う人がいるかも分からない。ついつい惑わされて、じゃ駄目だよねって言って諦めて御相談にも行かない方もおいでになるかも分からない。

いろんな形が想定されるんで、この辺についてはね、国の指針でやるにしても、最後は逆に言ったらば、面談で判断してあげるとか、その程度のところまで考えていただかないと、非常に難しい判断をしなければならないんじゃないかと思うんですが、この辺についてはこれから先、十分時間があるんで、しっかりと基礎疾患をお持ちの方については、やっぱり抽出方法っていうか、医療連携を考えると何かしないと、非常に難しいんじゃないかと思うんですが、ちょっとこの辺にだけについてだけ答弁いただけますか。それで終わりにしますから。

○鈴木委員長 田中副部長。

○田中保健医療部副部長 ただいまの基礎疾患の情報、そういったものをどのように扱うかというようなところかと思えます。

基礎疾患の情報につきましては、おっしゃるとおりレセプト、そういったところには、そのお医者さんが判断した疾患名というのは記載されているような状況にはなっております。

ただし、レセプトに関しては、基本的にはなかなか情報共有というのは難しい状況でございますので、なかなかどういう形でそういう疾患のある方を対処していくかというのは非常に大きい課題だと考えております。

基本的な考え方といたしましては、基礎疾患をお持ちの方については、かかりつけ医さんがいらっしゃるかと思いますので、そういったかかりつけ医さんとの御協力、そういうやり取りをしっかりとやるというようなことを、こちらでも呼びかけをしたりとか、そういうようなことをちょっと考えながら、今後検討させていただきたいと考えております。

○鈴木委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 最後にします。

地元のかかりつけ医がいるとすれば、やっぱり地元のかかりつけ医さんに簡単に相談に行けるような、そういう形をつくる。医師会のほうにも助成はしているわけだから、そういう御協力をいただくとか、何かしないと、やっぱり非常に判断が難しいと。できるだけそういう方向性も踏まえて、しっかりと安心して予防接種が受けられる、そういう体制をつくっていただきたいというふうに思います。要望です。

○鈴木委員長 田口委員。

○田口委員 今、袴塚委員さんのほうから予防接種に対しての安全性ということで質問がございましたが、ちょっとまた気になって、137ページの予防接種経費というところで、面白い項目があるんですよ。これね、補償補填及び賠償金っていうのが180万円余の額が示されていますけど、これの拠出あるのか、あるいはどういう内容のことを示しているのかなということちょっとお聞きしたいと思います。

○鈴木委員長 小林課長。

○小林保健所参事兼保健予防課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

予防接種の場合、副反応等によって障害が残ったりとか、そういうような場合もございますので、そういった方の申立てがあった際に国のほうに上げていくんですけども、それで審査をしていただいて、その結果としてその障害が残るといようなときに、それに対しての賠償金ということになります。

直近ではそういうケースはないんですが、過去にはそういうケースはございました。

○鈴木委員長 田口委員。

○田口委員 そうすると、これはコロナの予防に対してのとは限らない予防接種ということなんですか。

○鈴木委員長 小林課長。

○小林保健所参事兼保健予防課長 予防接種法等で国のほうで定められている予防接種についてのものということで、はい。

○鈴木委員長 よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○鈴木委員長 ほかにございますか。

ないようですので、次に第10款（教育費）中文教福祉委員会所管分について質疑のある方は発言願います。

木本委員。

○木本委員 数点だけ。

まず、今回の新しい費用の中に、193ページ中段の学校管理経費の中に今回新しく学校が何かあったときに、弁護士さんに御相談できるということで、各学校がそれぞれできるということで、今の学校を取り巻く環境を考えると非常にいいことだと思うんですけども、ちなみに弁護士さん自体は学校のほうが独自に誰でもいいから選べるのか、それともある程度、水戸市だったら水戸市顧問弁護士がおりますよね。こういった限定された方がいるのか、ここら辺がどういうふうな制度なのか教えてください。

○鈴木委員長 細谷課長。

○細谷学校管理課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

教育委員会で弁護士さんというか、事務所になるか、弁護士さんになるかですけど、委託契約いたしまして、学校のほうでその方で直接やり取りしていただくということになります。

○鈴木委員長 木本委員。

○木本委員 そうすると、教育委員会さんと契約したところに、各小中学校の方がその事務所に相談するという事なんですね。

これは、もちろんこれをやる背景には、そういうことがもちろんあるからだとは思うんですけども、これ具体的にどういう案件を想定しているんですか。してるというか、既にあったかもしれませんが。こういったことに対してこの制度を使おうと考えているのかっていうのを教えてもらいたいんですけども。

○鈴木委員長 細谷課長。

○細谷学校管理課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

具体的というか、本事業については、学校で発生する児童、生徒間の様々なトラブルとか、保護者対応などについて、大きく深刻化、長期化する前に初期の対応から予防的に弁護士に関わっていただくことで、早期解決もしくは誠実な対応が行えるようにするものでございます。

○鈴木委員長 木本委員。

○木本委員 本当に、学校はいろいろ大変だと思います。私もよく聞くのが、近所の方とのトラブルとか、騒音問題とかね、なかなかこっちは、お互い移動できる話じゃないので、その問題を解決するには、それだけでも学校がまいてしまう部分もありますので、大いに活用して、そういった方に対応して、ある程度、とにかく負担を減らすように学校側で御尽力いただければというふうに思っております。

あとは、195ページの中段ぐらいに、英語指導に要する会計年度任用職員というのがありますが、これちなみにAETの先生ですよね。

これ、去年、結局コロナで来れなかったというのがあって、それはそれでしょうがないと思うんですけど、今年度これ計上したのはいいんですけど、来れる見込みがあるからですよね。ちょっとそこを御説明いただきたい。

○鈴木委員長 湯澤副所長。

○湯澤総合教育研究所副所長 ただいまの質問にお答えいたします。

今年度につきましては、11人の新規採用のAETを予定しておりましたが、実際に12月になって初めて来れるようになりまして、そのうちの6名が来日しております。

今現在につきましては、入国制限がかかっておりますので、これがいつ解除になるか分からない状況なんです、解除になりましたら、また来年度採用のAETについてもお願いしたいと考えております。

〔「去年はいいけど、今年度の今予算をやっているんだから、これは何人計画しているの。見込みはどうなの」と発言する者あり〕

○湯澤総合教育研究所副所長 はい、定数が39名のところ、現在35名のAETがおります、本市に。

3名は、今年度採用なんです、まだ来日ができてないAETがおりますので、それを足して38名になるんで、1名足りない状況です。

それと、今年度、5名辞めるAETがおりますので、合計6名の採用を予定しております。

○木本委員 それは、見込みとしては大丈夫なの。

○湯澤総合教育研究所副所長 採用自体はできるんですが、実際に入国制限がかかっておりますので、入国制限が開ければ来ていただく予定でおります。

〔「1億4,070万8,000円は、これ39名の予算なの」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 湯澤副所長。

○湯澤総合教育研究所副所長 はい、AET39名と、あとAETの管理をする日本人の会計年度任用職員が1名おまして、合計40名の給与になります。

○鈴木委員長 木本委員。

○木本委員 分かりました。御説明ありがとうございます。

来る来ないは、これおっしゃるとおり、コロナがどうなるかで、これお互いの国の問題なんで、何とも言えないので、とにかくそこの中でどう回していくかということですよ。

来ていただければ、もちろん来ていただいているんですけど、来れない場合に、どうするかっていうので、タブレットなのか、Zoomなのか、分かりませんが、そういうのを駆使して、ぜひいい環境を維持してもらえればというふうに思っております。

次が、199ページの中段に、笠原小学校1期・2期工事があるんですけども、これはいいんですけども、大変児童数が伸びて、これを造るのは分かるんですけど、これにあわせて中学校は別に大規模化しなくても、今のキャパシティで吸収できるっていう話でしたよね、たしか。そんなことないんだっけ。ごめん、とにかく笠原小学校を大規模化するに当たって、それにあわせた中学校の規模の拡張はないのかという質問です。

○鈴木委員長 和田課長。

○和田学校施設課長 ただいまの御質問ですけれども、現時点で増える見込みを立てていまして、御指摘のとおり、笠原小学校のほうの児童数に対しての対応なんですけれども、もちろん入学してきた子がどんどん進級しまして、そのうち中学生になると。その頃の時期というのは、今から少しずれた時期になりますの

で、その頃に先立って、また児童数、生徒数の推移を見ながら、笠原中学校の対応のほうも考えてまいりたいと思っています。

○鈴木委員長 木本委員。

○木本委員 間違いなく数字として読めると思いますから、何年度に何人入ったかというのを。何が言いたいのかというと、やっぱりこういうのを造るのって時間がかかりますので、そのタイミングにどうしても建設が遅れるとか、いろんな想定するリスクがあるんですよね。どうしても行政関係は、慎重にならざるを得ない部分ってあると思いますんで、ぜひそこら辺は前倒しして、ちゃんとタイムリーにあわせられるようにして、私もちょうど、水戸二中と千波中が分離した時だったんですけど、うちの姉ぐらいのときは、本当にすごく多かったんですけど、私ぐらいのときはそうでもないなという感じになって分離していくんですよ。そうすると、今度、いわゆる学校どうしようか問題が、これから御存じのとおり地域の中で出てきますので、そういう問題はぜひタイムリーに捉えていただければと思います。

一旦、私は以上です。

○鈴木委員長 ほかにございませんか。

田口委員。

○田口委員 199ページ、小学校のトイレなんですけども、この後に中学校もありますけども、両方を含めてお伺いしたいと思います。来年度、令和3年度に完了ということで理解していいですか。

○鈴木委員長 和田課長。

○和田学校施設課長 ただいまの御質問は、トイレの洋式化の御質問でしょうか。トイレの洋式化につきましては、令和2年度補正等をかけさせていただきまして、進捗につきましては大分進む状況でございます。

残りの学校につきましては、整備方法、幾つか手法があるんですけども、長寿命化で対応するところもございまして、大規模改造という形でちょっと状態の悪い学校なんかがありまして、こちらについてもあわせまして5校残っている状況でございます。

○鈴木委員長 田口委員。

○田口委員 この199ページに出ている設備整備事業費というのは、これトイレプラスアルファというやつかな。これ、説明でトイレってあったので、ちょっとメモしていたんですけども。

○鈴木委員長 199ページの小学校施設設備整備事業費ですか。

○田口委員 そうですね。

○鈴木委員長 和田課長。

○和田学校施設課長 ただいまの御質問ですけども、小学校のほうにつきましては、この施設設備整備事業費の御説明の中でトイレの洋式化と申し上げましたのは、通常のスケジュールで行ってれば、令和3年度に小学校の整備費っていうのが入ってくるんですが、そこがなくなりましたので、減額の理由として御説明の中で申し上げさせていただきました。

同じく、中学校のほうにつきましても、中学校のほうの予定校が当初あったんですけども、前倒しした関係で、令和2年度に施工することができましたので、小学校のほうに計上していますのは、赤塚小学校の大規模改造ということで、小学校の施設設備整備費の中には赤塚小学校のほうが入っているような状況でござ

ざいます。

○田口委員 そうすると、令和2年度の補正で終了という感じだったの、小学校は。

○鈴木委員長 和田課長。

○和田学校施設課長 小中学校あわせて、令和4年度までに整備するというので、現在のところ申し上げているところでございます。

〔「まだ、残っているんだろ」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 田口委員。

○田口委員 令和4年度までね。

それで、ここの欄に入っているかどうかは分からないんですけども、これトイレの洋式化っていうのは、いろいろ屋内の体育館とか、また屋外に運動場があったり、学校によっては外にトイレがあるとかなると、避難所等を考えたときに、そちらもぜひ整備して欲しいというような要望も出ていると思うんですけども、それらの考えに対しての予算づけはされてないんですか、これは。あと、その考えですね。

○鈴木委員長 和田課長。

○和田学校施設課長 御指摘のとおり、洋式化のほうに、全て、今かかればというところなんですけども、現在優先させていただいていますのは、校舎のトイレのほうの洋式化を優先的にやらせていただいているところでございます。

○鈴木委員長 田口委員。

○田口委員 優先順位は分かるわけですけども、必要なところであるので、そういう予算獲得に向けて頑張っていたきたいなというふうに思っています。

それから、213ページで発掘調査等経費ってありますよね、これ大串貝塚の。

この発掘が結構な予算がありますけども、内容はどんなことをやっているのですか。

これまでもやってた継続の発掘ですか。

○鈴木委員長 白石課長。

○白石教育委員会事務局教育部参事兼歴史文化財課長 ただいまの田口委員の御質問にお答えいたします。

予算書に載っておりますこちら発掘調査につきましては、埋蔵文化財センターのほうで例年行っている発掘調査でございまして、その内容につきましては、試掘調査並びに本発掘調査の予算でございます。

○田口委員 具体的内容って何だい。

○白石教育委員会事務局教育部参事兼歴史文化財課長 説明が不十分で申し訳ございません。

試掘調査につきましては、埋蔵文化財センターのほうで、その土地で事業主から今後住宅地や事業を行うに際して、埋蔵文化財センターが事業主の依頼を受けて、まず試し掘りなどを行う調査で、水戸市が行う本発掘調査につきましては、水戸市の市民の方が自己住宅のために造る建物の本発掘調査を行うものでございまして、例年の件数を見越して予算を計上しているものでございます。

○鈴木委員長 田口委員。

○田口委員 文化財の発掘じゃなくて、住宅とか開発するときに、その試掘、あとは本調査とか、その調査をするということなんですね、これ、そのための予算。

歴史的なものを発掘ということじゃなくて、その事業者が開発するときのための、そういう指定されている地域のために、その調査をするという予算で、毎年このくらい予算づけられているということではないですか、これ。

○鈴木委員長 白石課長。

○白石教育委員会事務局教育部参事兼歴史文化財課長 はい、御指摘のとおりでございます。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

後藤委員。

○後藤委員 206ページと207ページの図書館費のところなんですけれども、常任委員会でも御説明いただいたかと思うんですけれども、予算計上しておりますので、もう一度質問させていただきたいと思いません。

前年度比較で約500万円増なんですけれども、この増になった内容を教えてください。

○鈴木委員長 松本館長。

○松本中央図書館長 ただいまの御質問にお答えいたします。

図書館費で552万8,000円増になっているのは、主に会計年度任用職員の給与費が増になったものでございます。

会計年度任用職員が、来年度、今年度に比べまして461万6,000円増になっております。

以上でございます。

○鈴木委員長 後藤委員。

○後藤委員 それは、人数が増えたわけじゃなくて、会計年度任用職員が。

[発言する者あり]

○後藤委員 人数が増えたわけじゃない。

分かりました。ありがとうございます。

図書館運営経費で委託料があるんですけれども、この委託料の約2億5,000万円のところの内容について教えていただきたいと思います。

○鈴木委員長 松本館長。

○松本中央図書館長 ただいまの御質問にお答えいたします。

委託料2億5,152万5,000円のうち、ほとんどが指定管理料になります。あとは、中央図書館の施設の維持管理でございます。

以上であります。

○鈴木委員長 後藤委員。

○後藤委員 来年度も引き続き、同じところで委託をされるということが決まっておりますけれども、この委託の中で新しくなったイベントみたいなのがありましたら教えていただきたいと思います。

○鈴木委員長 松本館長。

○松本中央図書館長 ただいまの御質問にお答えいたします。

指定管理者の2期目での新事業のようなものなんでしょうか。

○鈴木委員長 新事業で。

○松本中央図書館長 指定管理者が、1期目と2期目が同じ事業者ということもありまして、1期目のさらなる拡張ということが主でございます。

電子図書館や育児サービス、アダックという協働でのデジタルアーカイブシステム等、さらにコンテンツを増やしていくといったことが主な事業でございます。

以上でございます。

○鈴木委員長 後藤委員。

○後藤委員 子育て支援というのが、新しく内容に入ったというお話なんですけれども、先日、図書館協議委員会というものに、土田議員と参加しまして、そこでも子育て支援として、これから新しく図書館のほうでも関わっていくというような力強いお話を伺ったんですけれども、その中でも7か月から1歳未満の子どもに初めての読み聞かせの本をお配りするサービスの中で、その中でもその絵本を配るというのが目的ではなくて、子どもの発達段階を確認するとか、親の状態を確認するとか、いろんな目的で絵本をお渡しするっていうサービスがあるって伺ったんですが、その中でも今年はコロナの影響もあったのか、絵本をお渡しできたのが8割というふうに聞いたんですけれども、委託料もきちっと払って、子育て支援というのをうたっているわけですので、ぜひそのパーセンテージをもっと上げて、アウトリーチ型にでもして対応していただきたいなと思ったんですけれども、そのところについての見解を伺います。

○鈴木委員長 松本館長。

○松本中央図書館長 ただいまの御質問にお答えいたします。

先ほど議員がおっしゃられた事業は、親子で絵本（ブックスタート）という事業でございます。

こちらにつきましては、近年80%台でちょっと推移をしております、今年に限りましては、コロナの関係で出歩くのがちょっと控えるような状況もありましたので、まだ数字は出ておりませんが、昨年度よりもさらに低くなるだろうと予想しています。

来年度につきましては、今年度受け取れなかった方などもいるわけですから、対象年齢を、今まで2歳だったものをさらに上にする。また、市立図書館などでおいでいただくときに、どうしてもお子さん連れだと来づらいところもありましたので、日中、ずっと配付できるように、絵本の読み方も含めた配付日を、年間で月2回程度は設けて、周知も含めてさらなるアップに努めたいと思っております。

以上でございます。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

土田委員。

○土田委員 何点かお聞きします。

まず、1項の教育総務費なのかなと思うんですけども、総合教育研究所費かと思うんですけども、うめの香ひろばの状況をちょっとお伺いします。

やはりコロナの影響で、不登校が増えるような社会状況じゃないかなと思うんですけども、現状と来年度の進め方を、簡単をお願いします。

○鈴木委員長 湯澤副所長。

○湯澤総合教育研究所副所長 ただいまの土田議員の質問にお答えいたします。

不登校につきましては、病気やコロナ不安による出席停止などの理由を除き、欠席日数が年間30日以上の場合を言いますが、今年度2月末の不登校数と昨年の不登校数を比較しますと、本市においては小中学校いずれも減少している傾向でございます。

うめの香ひろばの状況でございますが、一昨日終業式が行われましたが、中学3年生も含めまして19名の在籍がございました。

以上でございます。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 ありがとうございます。

なかなか不登校でうめの香ひろばまでたどり着ければいいんですけども、そこまで行かないお子さんも結構いらっしゃると思うので、教育委員会さん全体でそこら辺を注意深く援助していただければと思います。

それともう一つ、小学校費で伺います。

○鈴木委員長 ページ数は。

○土田委員 ごめんなさい。

197ページの小学校費、まず小学校施設維持補修費ってありますけども、これは増えてるのか、減ってるのか、お願いします。

○鈴木委員長 和田課長。

○和田学校施設課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

小学校施設設備維持補修費におきましては、前年度と同額になっております。

以上でございます。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 ありがとうございます。

長寿命化工事等々進んで、きれいになった学校もある一方で、待っているほうの学校はどんどん古くなっていく中で、日頃の維持補修費はだんだんかかるのではないかと考えております。その辺、よく手当てしていただけるようお願いいたします。

もう一点、199ページの小学校給食管理費のほうで伺います。

これからの調理業務の民間委託、来年度は12校になるということでもいいのかと思うんですけども、現在民間に業務委託をしている、その受けている会社っていうのは何社ぐらいあるんでしょうか。

○鈴木委員長 小川課長。

○小川学校保健給食課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

今年度につきましては、民間委託を12校委託をしております。来年度につきましては、新たに2校追加いたしまして、ただ現在民間委託をしております渡里小学校が長寿命化工事によりまして、共同調理場の受配校になりますことから、マイナス1校ということで、来年度は13校での実施になります。

次に、何社に委託しているのかという御質問ですけれども、今年度は6社、来年度は5社になる予定でございます。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 ありがとうございます。

来年度、1社減るといのはどういう理由。

○鈴木委員長 渡里小学校のね。

○土田委員 渡里小学校、分かりました。

それで、請け負っている会社が6社あって、学校は13校ですね。それで、この受けている会社によって、働いている人の待遇ですとか、調理業務のやり方とか、形とか、そういった何か会社によっての違いっていうのは起きる心配はないのかどうか、そこを確認したいんですけど。

○鈴木委員長 小川課長。

○小川学校保健給食課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

いずれの学校につきましても、委託内容は、まず給食の調理業務、配膳業務、洗浄業務となっておりますし、献立の作成ですとか、食材の調達も各学校の栄養教諭がこれまでどおり行っております。

また、各業者さんのほうには、栄養教諭等が作成いたしました指示書というものをお渡しいたしまして、それに基づいて調理を行っていただいておりますし、また作業の状況についても、こちらのほうで随時確認をしておりますし、指示を状況に応じて出しておりますので、その業者さんによる違いというものには基本的にはないものというふうを考えております。

いずれの業者さんも、安全、安心でおいしい学校給食ということで努めていただいているところでございます。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 ありがとうございます。

私としては、給食は直営でという思いなんですけども、この民間に委託した場合にも働いている方や食べる子どもたちに差が出ないように、しっかりと助言、指導をしていただきたいと思います。

もう一点だけ、小学校費では199ページに小学校ボランティア経費っていうのが出ていて、中学校にも同じようが出ていますけど、このボランティア経費っていうのはどういう中身なんでしょうか。

○鈴木委員長 野澤課長。

○野澤生涯学習課長 ただいまの御質問にお答えをいたします。

小学校ボランティア経費につきましては、学校の教育活動の支援ですとか、校内の除草とか、剪定等の環境整備の支援等をお願いしております。また、スクールボランティアに係る経費及び登下校時の児童、生徒の見守りなどをお願いしておりますスクールガードに係る謝礼等の経費でございます。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 ありがとうございます。

○鈴木委員長 すみません、あと何本かあるんですか。

○土田委員 あと1つあります。

○鈴木委員長 一旦、暫時休憩して、休憩後に。

暫時休憩いたします。

午後 3時 4分 休憩

午後 3時20分 再開

○鈴木委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

引き続き、議案第32号中第1表中歳出中第10款（教育費）中文教福祉委員会所管分の質疑から再開いたします。

土田委員。

○土田委員 教育費で、最後、幼稚園費、ちょっとどこを見ればいいのか分からなかったのですが、この参考資料のほうで、保育士等就労支援事業ってありますよね。これについて、これまでどんな状況だったのかを教えてください。

○鈴木委員長 鈴木課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 ただいまの土田委員の御質問にお答えいたします。

保育士等就労支援事業につきましては、保育士等就労支援補助金ということで、潜在保育士が水戸市内の保育士として就労した場合に10万円の補助を行うこと。そして、新採の保育士さんが水戸市内の保育所等に就労したときに2万円の奨励金をお支払いするというもので、令和2年度の状況、今年度の状況でございますが、保育士就労奨励補助金につきましては、潜在保育士25人に交付しております。また、新採の保育士のほうにつきましては、今年度は今受付中でございますが、昨年度は48人の保育士さんのほうに補助金を交付しております。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 ありがとうございます。

これの人数っていうのは、上限はあるのかっていうか、どのぐらいで見込んでいて、いらっしゃれば皆さんに出せる予算なのかどうか。

○鈴木委員長 鈴木課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 ただいまの土田委員の御質問にお答えいたします。

保育士等就労支援補助金、潜在保育士につきましては50人分の予算を計上しております。また、新採保育士につきましては100人分の予算を計上しております。

こちらにつきましては、新卒者の市内への就労予定者数などを参考に計算しております。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 ありがとうございます。

そうすると、まだまだ予定しているよりも半分ぐらいですね。積極的に保育士さんが増えるように頑張っていたきたいと思います。

202ページからの幼稚園費について伺います。

市立の幼稚園を次々に閉めていくということには反対の立場なんですけれども、まず一つは今度、来年度から認定こども園になる石川幼稚園の状況、来年度からどんなふうが変わって、申込みとか、園児数とか、どんな状況なのかって、ちょっと簡単に教えてください。

○鈴木委員長 鈴木課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 ただいまの土田委員の御質問にお答えいたします。

来年度4月から石川幼稚園につきまして、幼稚園型認定こども園の石川認定こども園ということで設置いたします。

保育の必要のある3歳児から受け入れるということで、現段階では3歳児から5歳児まで39名の申込みがございます。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 ありがとうございます。

定員はどのぐらいでしたっけ。

○鈴木委員長 鈴木課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 土田委員の御質問にお答えいたします。

石川認定こども園の定員につきましては80名でございます。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 ありがとうございます。

私の地元でいい幼稚園なので頑張ってくださいということなんですけど、もう一つ、今後閉めるのを前提にして募集をやめている何園か以外に、園児数の推移を見るとされている幼稚園が何園かあったと思いますけども、そちらについては、来年度どんな状況でしょうか。

○鈴木委員長 鈴木課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 ただいまの土田委員の御質問にお答えいたします。

推移を注視する幼稚園につきましては、また申込み状況につきまして、今は転勤時期等もございますので、随時申込みは受けている状況なんですけども、現時点では令和2年当初、5月1日が基準となっているんですけども、令和2年の当初と比較いたしまして、若干減っているような状況でございます。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 ありがとうございます。

結局のところ、2年保育だとなかなか難しいというところもあると思いますが、やはり市立幼稚園は地域になじんだ歴史等々もありますし、見川幼稚園は、うちの中庭議員が質問しましたけれども、楽しみにしていたのがなくなっちゃったみたいな本当になかなかことでありまして、3歳児からの3年保育に広げるとか、何がしかの、今後もこれで決めてしまわずに、市立保育園に入りたい需要はあると思うんです。その辺を少し検討をしていただきたいと思います。

もう一点だけ、廃止された幼稚園の職員さんたちはどうなったのか。

○鈴木委員長 鈴木課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 ただいまの土田委員の御質問にお答えいたします。

廃止された幼稚園の先生は実際は減ってはいるんですけども、その分というわけではないんですけど、石川認定こども園につきましては、今まで兼任園長さんだったものを専任の園長さんということで配置いたします。

そのほかに、3歳、4歳、5歳と、認定こども園につきましては、各年齢ごとの担任が必要でございますので、担任の先生が3人おります。ただ、教頭さんが1人兼任ということになりますけれども、そういったことで石川認定こども園のほうは充実しております。

さらに、2号認定のほうも預かるということで、朝夕の延長の保育も必要になりますので、さらに会計年度のフルの職員を2人つけて、石川認定こども園につきましては6人体制ということでしておりますので、体制としては十分充実が図られるものと考えております。

○鈴木委員長 ほかにございませんか。

袴塚委員。

○袴塚委員 197ページのコンピューター経費。小学校で1億6,400万円、中学校で9,300万円。この中身を教えてください。

○鈴木委員長 和田課長。

○和田学校施設課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

小学校教育用コンピューター経費の内容についてでございますけれども、主には、次年度から新しく使い始めますタブレット端末の保守点検業務委託、それからLAN整備も行いまして、その保守点検業務委託等が入っております。

以上でございます。

○鈴木委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 これって学校単位ですか。それとも、1台幾らでこれだけの積み上げになっちゃうんですか。これは補助事業じゃなくて、単市事業でしたよね。

○鈴木委員長 和田課長。

○和田学校施設課長 ただいまの御質問ですけれども、1台1,000円で2,000万円が小学校と中学校。

[発言する者あり]

○鈴木委員長 菊池参事。

○菊池教育委員会事務局教育部参事 すいません、御説明の方がちょっと足りなくて申し訳ございません。

もう一度、この197ページの小学校教育用コンピューター経費1億6,400万円の内容でございますけれども、もろもろコンピューター関係の管理経費でございまして、委託料につきましては、先ほど和田課長から申し上げましたように、今年度、令和3年度から稼働が始まる新規の1人1台タブレットの保守、あるいは校内LANの保守経費、それが小学校と中学校とあわせてになるんですけれども、これはちょっと小中で分かれて2,000万円という形になってます。

それと使用料及び賃借料というのがございまして、これに関しましては、既にWindowsの端末をリースで導入している部分がございます、これに関する費用がここに計上されております。

中学校の方も内容としては同じような形になります。

○鈴木委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 それで1億6,400万円と9,300万円になっちゃうの。

すると、これ使っている以上は毎年かかるの。

○鈴木委員長 菊池参事。

○菊池教育委員会事務局教育部参事 使用料及び賃借料というのは、今回令和2年度に導入した1人1台タブレット端末とは別に、既に各学校に小学校だと20台ずつ、それから中学校だと40台だったと思うんですけれども、ここのリース料が使用料及び賃借料になっているということで、買取りをしたものについては、使用にかかる費用はかからないんですけれども、2万台の端末を管理するものですから、その保守管理に係る委託料がかかるということですね。

○鈴木委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 すいません、頭が悪くて分かりません。

すいませんけども、これ委員長、紙ベースで、明日でも結構ですから、何かこう整理して、買ったものはかからないってことだとすれば、今年度買っている650台はかかんないはずなんです、タブレットの。

だから、ちょっと出していただくような形でいいですか。これでやめますからもう。これ以上やると混乱しちゃうと思うんで。

もう一つ、すいません、205ページに幼稚園の整備として300万円があるのって、これって何か建設か何か、どっかで工事か何かあるんですか。

○鈴木委員長 和田課長。

○和田学校施設課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

幼稚園整備事業費として工事請負費300万円の根拠ということでございますけれども、どこの何の工事というようなことではなくて、当初特定しないと、不特定の工事費として300万円計上してございます。

○鈴木委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 じゃこれ、科目取って、何かがあったときに備えるっていう予算ということの300万円でいいってことですね。はい、分かりました。

最後です。

博物館費の中で、博物館になるのかどうか分かんないけども、歴史文化財課の出した予算の中で、ヒカリモが今回全く光らなくなっちゃったんですけども、これはもう諦めたんですか、水戸市は。諦めた。

○鈴木委員長 白石課長。

○白石教育委員会事務局教育部参事兼歴史文化財課長 ただいまの袴塚委員の御質問にお答えします。

今年度、ヒカリモにつきましては、従来の洞窟の観察に加え、昨年秋から千波湖ふれあい広場そばでヒカリモの培養の実験を行っておりますので、そちらの経過を見守り、今年中にヒカリモがそちらの千波湖畔で光る場合は施設整備をしていくということで予算計上しております。

○鈴木委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 すみません、去年は何か100万円ほど、大金を取っていただいたんですが、いかほど予算を取っていただいていますか。

○鈴木委員長 白石課長。

○白石教育委員会事務局教育部参事兼歴史文化財課長 200万円でございます。

○鈴木委員長 はい。

○袴塚委員 これはスタートからすればね、やっぱりあのヒカリモは水戸の観光資源の一つだと。こういうことで、今、常磐線の向こう側にあるんでなかなか入れない。人が入らないから現在まで残ったと、こういうことも言えるんだけど、全国でもやっぱり光ったり光らなかつたりしているところはたくさんあるんだけど、常時光っているところっていうのは、やっぱり一つの観光資源として大きな役割を果たしているというふうに思うんですね。

私もあの伊藤議員がいなくなってから引き継いでいるものですから、私自身が光るのではなくて、藻も光っていただきたいと思うんで、ぜひもう少し力を入れて光るように頑張っていたきたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

○鈴木委員長 それでは、先ほど小学校教育用コンピューターの件で、袴塚委員さんからもう少し詳しく書面で説明いただきたいということがありましたが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 じゃ、和田課長よろしくお願いいいたします。

ほかにございませんか。

はい。袴塚委員。

○袴塚委員 この間、寿小学校で何か御飯が、給食が止まったとか、うちから御飯を持ってきてもらってやったとかっていうことなんだけど、一般に特別養護老人ホームとか、そういう入所施設を持っているところは非常食っていうのを持って、非常食。少なくとも、3日くらいもつようになっていう行政指導があつて、お金をかけて持っているんだけど、学校っていうのは、給食を前提にしていると思うんですよ、お昼。

そういう予算っていうのは、今年度の予算の中には全く計上されてない。その辺については、やっぱり子どもたちの健康を守るっていうことからすればね、僕は大事な事業だつていうふうに思うんですが、これについてはどういふふうなお考えをお持ちなのかだけ。すいません、これで最後です、終わり。

○鈴木委員長 小川課長。

○小川学校保健給食課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

先日の寿小学校の配水管関係の不具合に関しましては、本当に保護者の皆様、そしてまた児童の皆様に御迷惑、御不安なことをさせてしまって申し訳なかったと思っております。

私の記憶のある限りでは、そのとき初めて保護者の方から、おかずを御持参いただくということが起こってしまいました。

工期にちょっと時間がかかったこともありまして、その1日だけのことだったんですけども、そのほかの日はおかずの代替えですとか、そういったことで対応しておりました。

ただ、やはりそういうことが起こってきますと、今袴塚委員さんからお話がありましたように、その非常食、そういったものを備えておくということが現実的に非常に大事なのかなというふうにも思っております。ただ、今年度の予算の中にはそれは計上しておりませんので、今後、他市の事例等も十分に検討をさせていただきながら、来年度の予算要求に向けてちょっと調べさせていただきたいと思っております。

○鈴木委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 御飯食べるのに学校行つてゐるわけじゃないから、それはそれでいいのかも分かんないけども、

ただやっぱり食育という言葉があるとおりね、学校でやっぱり共に同じ釜の飯を食うっていう、そういうことも含めてね、大事な子どもたちの育成事業だというふうに思うんですね。

だから、できることならば、そういう自然災害、もしくは地震、こういったものにですね、例えば、既存のガス管の問題とか、水道管の問題とか、いろんな事件が発生する可能性っていうのが、今は際立って高くなってる、そういう中ですから、ぜひ教育部長さん、補正でも組んでもいいから、やっぱり非常食を備え、もしくは学校共同調理場の中に1校や2校分の急に間に合うような食材をやっぱり準備するといいよ。冷凍食品だっていっぱいあるんだから、今。だから、そういう準備も、僕はね、やっぱり学校教育の教育現場を守る、食育をするということでは大事だと思うんですよ。

ですから、別に補正を取らなくたって、1校か2校分の食材をプールするなんてのは簡単なことじゃないですか。そういうふうなことね、やっぱり早急に対応していただきたい。よろしく申し上げますよ。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 次に、第2表継続費中第3款（民生費）及び第10款（教育費）並びに第3表債務負担行為中文教福祉委員会所管分について、質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、議案第32号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第33号 令和3年度水戸市国民健康保険会計予算について、質疑のある方は発言願います。

土田委員。

○土田委員 すみません、2つだけ聞きます。

250ページ、まず歳入の方で、昨日の説明で0.4%くらい減っているのは被保険者数、人数が減ったからだという御説明がありましたけども、どのくらい減っているのでしょうか。

○鈴木委員長 川津課長。

○川津保健医療部参事兼国保年金課長 土田委員の御質問にお答えいたします。

令和3年度の被保険者数につきましては、議案書②の、今言われました251ページの1款1項1目の節の1ですかね、医療給付費分現年課税分の説明欄にありますとおり、5万4,168人ということで見込みました。

前年度の予算の状況で言いますと、5万4,693人ということになっていましたので、525人の減ということで見込んでございます。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 ありがとうございます。

歳入で、もう一つ、254ページ、一般会計繰入金について伺います。

こちらは3.3%の減という説明でございました。人数が減ったのよりもさらに減っている感じなんですけど、この減っている要因と伺いますか、事情と伺いますか、少し御説明お願いします。

○鈴木委員長 川津課長。

○川津保健医療部参事兼国保年金課長 土田委員の御質問にお答えいたします。

一般会計繰入金の内訳といたしまして、説明欄にありますとおり、保険基盤安定繰入金とその他繰入金がございます。

まず、保険基盤安定繰入金につきましては、低所得者に対する国保税軽減などを公費で補填するために一般会計から繰入れるものでございまして、こちらにつきましては、平成30年度及び令和元年度の実績等に基づきまして算出した結果、前年度と比べまして、5,120万円の増となっております。

一方、その他繰入金につきましては、職員給与費や事務費などの総務費のほか、出産育児一時金などの財源として一般会計から繰り入れるものでございまして、こちらにつきましては、前年度と比べまして、1億82万円の減となっております。

減の主な要因といたしましては、総務費の財源の一部を国保税収入等に賄うこととしたことにより減となったものでございまして、これらをあわせまして一般会計繰入金は、前年度比で5,700万円の減、率にしますと3.3%の減となったものでございます。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 ありがとうございます。

私どもは、この一般会計繰入金を減らすのではなくて、それを国保税の軽減に当ててほしいという立場です。これは私の意見ですね。

もう一点、歳出の方で伺います。

260ページ、261ページの一般管理費の中で、昨日茨城県からの指導にあわせて、これまで3方式を2方式に変えてくためのシステム改修費が入っているというお話でしたけども、これ、実際にシステム改修費というのは幾らになるのでしょうか。

○鈴木委員長 川津課長。

○川津保健医療部参事兼国保年金課長 土田委員の御質問にお答えいたします。

県の国保運営方針に基づきまして、算定方式を現行の3方式から2方式に移行するためのシステムの改修費用といたしましては、説明欄の3つ目の丸、一般事務費の委託料の中で418万円を計上してございます。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 ありがとうございます。

茨城県の方針で一律に従う必要はないのではないか、水戸市では2方式にした場合に、ほとんどの枠の保険料が上がるという試算も出ていまして、また、お子さんが多くいる世帯で負担がかなり上がることも試算されている中で、県に言われたからといって、慌てて水戸市の方式を変える必要はないのではないかと私どもは考えております。

この意見を言わせていただきます。以上です。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、議案第33号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第39号 令和3年度水戸市介護保険会計予算について、質疑のある方は発言願います。

土田委員。

○土田委員 すみません、少しだけ質問させていただきます。

377ページで昨日の御説明で歳入が1.6%の増ということでしたけども、これは専ら値上げによる影響と見ていいのでしょうか。

○鈴木委員長 荻沼課長。

○荻沼介護保険課長 当然、給付費が高齢化の進展によりまして、どうしても給付金が伸びますので、その分を見込んでございます。その分が1.6%の大部分に含まれております。値上げとはちょっとまた考え方が違うと思います。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 ありがとうございます。

もう一点、380ページになりますけれども、使用料及び手数料のところ、督促手数料があります。

100円のが6,000件という形で出ていますけれども、実際には督促っていうのは、どのような状況で行われていて、滞納される方は多いのか少ないのかっていうか、どんな感じなのか、お願いします。

○鈴木委員長 荻沼課長。

○荻沼介護保険課長 督促につきましては、納付期日より20日過ぎるときに、こちらから発送させていただいております。

介護保険は2か月に1回、偶数月の賦課なので、奇数月に督促状を発送するような形になりますが、おおむね2,100件から2,500件の間を送付させていただいております。

それに対して、納付いただいたときの手数料ということになります。

以上でございます。

○鈴木委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、議案第39号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第40号 令和3年度水戸市介護サービス事業会計予算について、質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、議案第40号についての質疑を終わらせていただきます。

次に議案第41号 令和3年度水戸市後期高齢者医療会計予算について、質疑のある方は発言願います。

土田委員。

○土田委員 436ページになると思います。お聞きします。

歳出の総務管理費のが9.9%の増というお話で、昨日、これは主な理由は被保険者の増というお話でしたけども、こちらもどのくらい増える見込みなのかをお願いします。

○鈴木委員長 川津課長。

○川津保健医療部参事兼国保年金課長 すみません、議案書②の433ページを御覧いただきたいと思っております。

1 款 1 項 1 目の保険料の説明の欄でございます。

1 つ目の丸の特別徴収保険料現年度分と、普通徴収保険料現年度分がここでの収入額として令和 3 年度分を見込んだものでございますが、そこにですね、それぞれの被保険者数が記載してございまして、その特別徴収が 2 万 3, 5 7 0 人、普通徴収が 1 万 5, 7 1 4 人ということで、あわせて 3 万 9, 2 8 4 人と見込んでございます。

前年度は、3 万 8, 1 8 2 人でございましたので、1, 1 0 2 人増ということで見込んでございます。

以上でございます。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 ありがとうございます。

後期高齢者医療保険については、昨年度かなり値上げって言っちゃうとまたあれですよ、値上がりがあって、払うのが国保税と同じで、負担感が大きく、滞納される方も増えている現状ではないかと思えますけれども、そうした方に短期保険証を発行されていらっしゃると思えますけれども、その前年度の状況、滞納の方がどのくらいいて、どのくらい発行されているのかっていう点と、来年度についても、私たちとしては短期保険証ではなく、という立場なので、来年度もこの短期保険証を、この形で続けていかれるのかどうかの方向性をお願いします。

○鈴木委員長 川津課長。

○川津保健医療部参事兼国保年金課長 土田委員の御質問にお答えいたします。

まずは、令和 2 年度の滞納者数の状況でございますが、1 2 月末現在で現年度の分の滞納者数は約 1, 2 5 0 名程度いらっしゃいます。そのうち、短期保険証を送付した方は、8 月から 1 月分の期間のものについては 6 8 件、それから 3 年 2 月から 7 月分につきましては 4 6 件ということになってございます。

以上でございます。

〔「来年」と呼ぶ者あり〕

○川津保健医療部参事兼国保年金課長 失礼しました。

令和 3 年度の短期保険証の発行についての考えでございますけれども、保険料を適切に納めている方との公平性を保つ観点からですね、令和 2 年度に引き続きまして、令和 3 年度におきましても同様の要件で短期保険証を交付してまいりたいというふうに考えてございます。

○鈴木委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、議案第 4 1 号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第 4 2 号 令和 3 年度水戸市母子父子寡婦福祉資金会計予算について、質疑にある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、議案第 4 2 号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第 4 7 号 令和 2 年度水戸市一般会計補正予算（第 1 1 号）中第 1 表中歳出中第 3 款（民生

費), 第4款(衛生費) 中文教福祉委員会所管分及び第10款(教育費) 並びに第2表継続費補正中第10款(教育費) について質疑を行います。

初めに, 第1表中歳出中第3款(民生費) について, 質疑のある方発言を願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○鈴木委員長 次に, 第4款(衛生費) 中文教福祉委員会所管分について, 質疑のある方発言を願います。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○鈴木委員長 次に, 第10款(教育費) について, 質疑のある方発言を願います。

土田委員。

○土田委員 すみません, これでいいんですかね。小学校施設設備事業費の中で, 給食室のエアコン整備3校っていうことですが, この3校がどこの学校なのかっていうのと, あと水戸市全体の給食室でエアコンが整備されていない学校はあと何校くらい残っているのか, 教えてください。

○鈴木委員長 小川課長。

○小川学校保健給食課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

まず, こちら補正予算のほうに計上させていただいております3校につきましては, 浜田小学校, 梅が丘小学校, 双葉台小学校の3校でございます。

現在, 水戸市で, 小学校で単独調理を行っておりますのが29校ございまして, 既に3校の学校には空調設備が整っております。このたびのこの補正予算で計上しております3校, それから当初予算の方に4校分の予算が計上してございます。

予算どおり執行いたしますと, 来年度に新たに7校が整備されまして, あわせて10校が来年度末に整備されるということになります。

なので, 残りの学校につきましては, 長寿命化工事があるところについては, それにあわせて整備をいたしますとともに, それ以外の学校につきましても, 早期の整備を目指してまいりたいと考えております。

○鈴木委員長 よろしいですか。

ほかにもございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○鈴木委員長 次に, 第2表継続費補正中第10款(教育費) について, 質疑にある方は発言願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○鈴木委員長 ないようですので, 議案第47号についての質疑を終わらせていただきます。

次に, 議案第53号 令和2年度水戸市介護保険会計補正予算(第3号) について, 質疑にある方は発言願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○鈴木委員長 ないようですので, 議案第53号についての質疑を終わらせていただきます。

次に, 議案第56号 財産の取得について(学校教育用大型提示装置) について, 質疑にある方は発言を願います。

田口委員。

○田口委員 この入札調書を見ますと、非常に不自然な数字が並んでいるんですよ、これね。

このモニターといいますか、この装置を入札するに当たっては、それぞれこのメーカーっていうか、機種がありますよね。それで、その学校で使うためにはいろんな性能があるでしょうから、これくらいの装置は必要だと、対応できる機種が望ましいという考えっていうのがまずはあったんですよ。そこそこ。

[発言する者あり]

○田口委員 そうでしょ。

それで、なぜこの入札調書でこれだけの差が出るのかっていう、何か感じたことはありますか。おかしいでしょうけども、それぞれ提案した会社っていうのは、機種が全て違うんですか、これ。

○鈴木委員長 菊池参事。

○菊池教育委員会事務局教育部参事 ただいまの御質問にお答えいたします。

学校施設課提出資料の2ページに仕様書がございます。

今回の入札に当たりましては、参考品として、2ページの上の囲みの中の下の方にシャープのアクオスとか、東芝のレグザとか、アイリスオーヤマのフィオナとか、それから、これはあくまでも参考品でして、こちらからこの機種を指定しているというものではありません。

こちらで求めている規格としては、この参考品の上を書いてある、画面サイズが65型で、4K液晶っていうこのあたりの性能でございます。

これに合致するものの参考品として3種挙げておりましたところ、指名を受けた1社から、この太字で追記、事前承認した同等品とありますけども、このドウシシャの製品も出てきたという状況で、こちらでこの機械をという指定はしていない状況です。

○鈴木委員長 田口委員。

○田口委員 それで、この採用するとなったその機種といいますか、メーカーとか、それはどれになったんですか。

○鈴木委員長 菊池参事。

○菊池教育委員会事務局教育部参事 今回、5ページですね、入札調書を見ていただいて、一番下のヤマダデンキさんが落札ということになりまして、ヤマダデンキさんからこの追記したドウシシャというものの御提案がございました。

○田口委員 なるほどね、追記したものが安く入るということで、出された。

これは、この規格にマッチしているということですよ、採用したということは。

そうすると、これは日本製ではないですよ、カタカナで書いてある。そうではないの。

それで、ヤマダデンキさんが取られたことによって、このメンテとか、そういう対応とか、十分に俊敏にできるような感じなんですか、これ。そこまでは考えてのあれでしょうからね。

○鈴木委員長 菊池参事。

○菊池教育委員会事務局教育部参事 故障した場合につきましては、この同じ2ページの下の方、(9)というところで、納入した物品が故障した場合には、当該故障、1年間は無償にて修理することというふうにあります、これを満たしていただいているという状況です。

○田口委員 そのメンテの対応についてっていうのは、1年間というよりも、即座に対応できるっていうことなのですか。

〔「できねえわ」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 菊池参事。

○菊池教育委員会事務局教育部参事 故障した場合には、ここで無償で修理するっていうことになっていきますので、納入者に連絡して対応していただくことになると思います。

○鈴木委員長 田口委員。

○田口委員 学校で、教材として授業で使うんだよね。

それなので、無償でできますよっていうことは、それは当然だと思うんですけども、即座に対応できる体制を取っておかなければ、無償だけだっていう文言だけなんですか。

〔「1年間だけメーカー補償するっていうだけの話で、あとは有償だろ」

と呼ぶ者あり〕

○田口委員 このメンテとか、あとは急に故障したときというのは、どこが来るんですか。

どこが対応してくれるんですか。

○鈴木委員長 菊池参事。

○菊池教育委員会事務局教育部参事 基本的には納入業者に連絡して、そこから指定の業者があれば、その指定の業者が来るというふうに考えておりますけれども、学校からの連絡先としてはこの納入業者になります。

○鈴木委員長 田口委員。

○田口委員 自分が思うのには、このなるだけ経費がかからないで、同じ性能でできるっていうことが一番、それからメンテも十分にすぐできる、対応もできるっていうことが一番なんでしょうけれども、非常にこの調書を見ると、あまりにも値段の差があったりなんかするので、果たして、同じ、その学習する上では問題ないっていう判断の下で、こういう感じになったんですか、これ。どうしようもないだろうけど、それは。

○鈴木委員長 菊池参事。

○菊池教育委員会事務局教育部参事 今回の入札に当たっては、規格を示して、それに合致するものを納品していただくという業務になりますので、基本的にはこの規格が満たされているということは確認しておりますので、問題ないと考えております。

○鈴木委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

土田委員。

○土田委員 田口委員のほうに関連してなんですけども、この入札調書を見ての意見なんですけれども、やっぱり大手家電店は安い安いでしょうけれども、この安さだけの問題ではなくて、水戸市内の学校に大量の物を備えるというときに、水戸市内の電気屋さんが全然太刀打ちできないっていうか、価格で取られちゃうっていう。市役所の什器のときも、全部一遍にじゃなくて、割っているんな会社が取れるようにしたっていうことがあったと思うんですけども、こういうのはそんなふうに学区で割るとか、ある程度割って、

地域の電気屋さんが取れるような形にして、そうすれば田口さんが言っていたように、何かあったときに、すぐ学校に駆けつけて見てもらえる、日頃のメンテナンスもやってもらえるということで、子どもたちの教育にも、地域の経済にも、貢献できるような買い方を選べなかったのかなという思いがあります。

その辺、ただただ値段だけでやっちゃったんでしょうか。その辺は考えなかったんでしょうか。

○鈴木委員長 菊池参事。

○菊池教育委員会事務局教育部参事 今回の大型提示装置の導入に関しましては、先ほどお話がありましたように、2月の臨時議会で予算をお認めいただいて、それでこの事業の執行に着手したわけでございますけれども、今回650台という大きな案件でございます、それに係るコストというのも非常に大きなものになります。

その中で、少しでもコストを削減できないかということで、今回は一括でこういった入札にさせていただいたところでございます。

○鈴木委員長 よろしいですか。

袴塚委員。

○袴塚委員 2月16日の予算ではね、市内からも参考見積りを取りましたよってというお話をされてましたよね。

市内業者で見積りをどっから取ったんだか、よく分からないけども、見積りを出しといて辞退というのはあり得ない話だ、普通は。

だから、恐らく取ったところは何社かあったのかも分からないけども、結果的にこうなったということだから、委員会としては認めざるを得ないのかも分からないけども、ただ予算を認めたときに、市内業者をブロック分けして買うこともできますよねと、こういうことも申し上げました。

できるだけ市内に、税込アップにつながり、市役所に税金を納めてもらい、こういう業者をしっかりとカバーできるように発注形態を考えてくださいと、こういうお願いもしたんだけども、結果的には予算を認められたら、もう執行権は俺らだよと、こういうふうなやり方になってしまったのかなと、非常に残念としか言いようがない。

これ、国補事業ですから、別に安さを競う仕事ではないんだよ、これ。国からの100%の補助事業で、これやっているわけだから、だからそういうことからすれば、あえて同等品だと、市がこういうのはどうだろうかといったリストにもない、これ同等品ですよといった業者の物を、あえてそこに入れるべきなのかなと。

本来であれば、地域を決めて、市内業者または量販店さんが半々ぐらいで取るとかね。そういう配慮を、なぜできなかったのかという思いが非常にあるんだけども、この辺については、何か執行部として考え方があるのかな。

もう一つは、この間の民間委託、指定管理者制度でやったときに、極端に高い数字、極端に安い数字は異常値だということ省いているわけだよ。だから、そういうことからすればね、この6,000万が異常値だっていうことが非常に分かるんだけども、いずれにしても、この国補事業で4月から使う教材の納品が8月まで。これ納品は8月末だよ。こういう状況で学校現場は間に合うのか。これ、メーカーを分散すれ

ば十分間に合ったと思う。だから、単価契約を結んで、ある程度のブロックを決めて、業者に納めさせてやれば、例えば、少なくとも5月1日からは使えますよと、こういうことが可能だというふうに思うんだけど、この辺についての考え方だけ、ちょっと聞かせてください。

○鈴木委員長 菊池参事。

○菊池教育委員会事務局教育部参事 今回の大型提示装置の予算に関しまして、予算の積算ですね、この段階で、これは市がコロナの臨時交付金を充てられる事業で、国補事業であるんですけども、市に来る交付金の中の一部を使わせていただいております、ここの部分の経費が膨らめば、その他の事業に対する交付金の使える幅が減ってしまうということもございまして、可能な限りここの大型提示装置のコストについても削減したいという思いがございました。

予算の積算に当たりましては、とにかく機能を満たしたもののうちで、なるべくコストの下がるものがないかということで、インターネットとか各種調査をした結果、この入札調書の右下にありますけれども、8,450万円というその予算を計上させていただいたところです。

その後ですね、実際に執行に当たりまして、参考見積りを徴取したんですが、市内3社から見積りをいただいたところ、いずれもこの金額を上回っているというような状況でございまして、仮に分割発注をしたとしますと、一つの区割りでは入札が成立したとしても、その他のところでは入札成立が難しいのではないかとという状況もございまして、今回はこの一括で発注という形にさせていただいたところでございます。

○鈴木委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 これ入札してね、決定したことだからあんまり言いたくないけども、やっぱりあくまでも市内業者を何とかしようという思いがあればね、考えが幾らでもできます、これ。

例えば、見積りが8,500万円、8,400万円、今そんな数字をおっしゃいましたよね。

〔「予算額ですか。8,450万円」と呼ぶ者あり〕

○袴塚委員 8,450万円くらいであればね、私の知っているところでも幾らでも入りますよ。この程度の値段であれば。納品しても。

市内の業者を何とかしようっていう思いが強いのか、めんどくせえと、安いからいいやというような思いが強いのかで、買い方って違うんだよね。だから、そういうところがやっぱり問題なのかな。

それと、もう一つだけ言わせてもらおうと、一般的に考えればですよ、2月16日に補正予算が成立しました、議決をしました。それから、参考見積りを取りながら、入札調書を使って、一般的にはね、まだ議案になんないよ。まだ議案になんない。だから、これ決まってたんじゃないのっていう話になっちゃうの。

急いで議案にしてくれって言ったってさ、今まで執行部はこれ予算書を作るだけだって1か月以上かかると言ってたんだよ。それが、2月16日に補正予算を組んでよ、今、3月19日。これ1か月、2月は28日までだからね。日にちが。だから、29、30、31で31日だって3日早いんだよ。

だから、逆に言ったらば、3月15日には、印刷が刷り上がってなかったら上程できなかったよ、多分。

これはね、明らかに異例だよ、異例。だから、出来レースじゃないのみたいな話になっちゃう。出来レースをやるには、菊池参事と和田課長だから、まああんまりそうじゃないのかも分かんないけども、いずれにしてもね、もう少し、受発注については、地元業者の育成を図るとか、地元の産業を活性化するとか、活発

化するとか、そういうところに力点を置いてね、それが、皆さん方のお育ていただいた子どもが活躍する産業が育つことなんだ。

皆さん方、教育委員会だって、東京で活躍する人を育てる、そういう目標があるのかも分かんないけども、日本で活躍する人、世界で活躍する人、けども、そういう人だけを育てたんでは水戸は成り立たない。水戸市をやっぴり思う人が育ってこないと水戸のまちは育たない。

だから、そういう意味においても、やっぱり市内業者の育成っていうのは、どこが取ったっていいんですよ、市内業者が取れば、私は。どこが取ったっていいの。だけど、ただ、市内業者に、やっぱりこういう時代、こういう特需の場合は還元をするというような考え方をね、やっぱりしっかり頭の中に入れていただかないとおかしいですよ。それで、日頃、所定の時間がかかるって言ってるんだっつらば、これ8月の十何日でしょ、納品日が。

〔発言する者あり〕

○袴塚委員 そうだよな。

だから、やっぱりちょっとあんまりいい契約の仕方ではなかったのかな。ただ、学校は4月8日くらいから学校って始まるんだよね。

タブレット教育っていうのは8月までやんないわけではないでしょ、これ。この間、下大野小学校に見に行ったらば、大型ビジョンに生徒の表情を映して、それができねえから買うんだっていつているわけだっぺよ。

それが、やっぱり8月の末頃納品されるよ、夏休み終わんなきゃ入んねえよということになったらば、コーディネーターの金を使ったり、何だりしてる費用が8月までは浮いちゃうんじゃないですかと、極端に言えばだよ。いや、それは準備期間です、学期が始まったのに準備なんかしてるばかどこにもいねえよ。学期が始まったらば、もうすぐスタートできるようになってなかったらね。

だからそういうことで、しっかりと頭の中に入れて、受発注業務については、これからもね、しっかりやっていただかないと困りますよという意見だけ、これ私だけの意見かも分かんないんで、そういうことを私は申し上げたい。

○鈴木委員長 ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、議案第56号についての質疑を終わらせていただきます。

以上で、提出議案についての質疑は全て終了いたしました。

それでは、本日の委員会はこの程度をもって散会したいと思います。

なお、22日の委員会は午前10時に開会したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、本日の文教福祉委員会を散会いたします。

御苦労さまでした。

午後 4時20分 散会